

1. 件 名：女川原子力発電所の設置変更許可申請（所内常設直流電源設備（3系統目）の設置等）に係る事業者ヒアリング
2. 日 時：令和5年7月25日 13時30分～15時10分
15時20分～16時30分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、宮本上席安全審査官、秋本主任安全審査官、
片桐主任安全審査官、大塚安全審査官、小野安全審査官、
平本安全審査専門職、田代審査チーム員

東北電力株式会社：

原子力本部 原子力部 副部長、他16名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- （1） 女川原子力発電所2号炉 原子炉設置変更許可申請の概要について（所内常設直流電源設備（3系統目）の設置及び固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更）（O2DS—1—1（改0））（令和5年7月11日提出資料）
- （2） 女川原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への適合性について（所内常設直流電源設備（3系統目））（O2DS—2—1（改0））（令和5年7月11日提出資料）
- （3） 女川原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への適合性について（所内常設直流電源設備（3系統目））＜補足説明資料＞（O2DS—2—2（改0））（令和5年7月11日提出資料）
- （4） 女川2号炉 発電用原子炉設置変更許可申請書 比較表（O2DS—2—3（改0））（令和5年7月11日提出資料）
- （5） 所内常設直流電源設備（3系統目）＜補足説明資料＞ 比較表（O2DS—2—4（改0））（令和5年7月11日提出資料）
- （6） 女川原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への適合性について（所内常設直流電源設備（3系統目）技術的能力）（O2DS—3—1

- (改0))(令和5年7月11日提出資料)
- (7) 女川原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への適合性について
(所内常設直流電源設備(3系統目)技術的能力)＜補足説明資料＞(O2DS—3—2(改0))(令和5年7月11日提出資料)
 - (8) 女川2号炉 発電用原子炉設置変更許可申請書 比較表(O2DS—3—3(改0))(令和5年7月11日提出資料)
 - (9) 女川2号炉 発電用原子炉設置変更許可申請書 比較表(O2DS—3—4(改0))(令和5年7月11日提出資料)
 - (10) 女川原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への適合性について
(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更)(O2DS—4—1(改0))
(令和5年7月11日提出資料)
 - (11) 女川原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への適合性について
(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更)＜補足説明資料＞(O2DS—4—2(改0))(令和5年7月11日提出資料)
 - (12) 女川2号炉 発電用原子炉設置変更許可申請書 比較表(O2DS—4—3(改0))(令和5年7月11日提出資料)
 - (13) 固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更＜補足説明資料＞ 比較表
(O2DS—4—4(改0))(令和5年7月11日提出資料)
 - (14) 女川原子力発電所2号炉 発電用原子炉の設置変更(2号発電用原子炉施設の変更)に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号(経理的基礎に係る部分に限る)基準への適合について(O2DS—5—1(改0))(令和5年7月11日提出資料)
 - (15) 女川原子力発電所2号炉 発電用原子炉の設置変更(2号発電用原子炉施設の変更)に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第3条の2の4発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画について(O2DS—6—1(改0))(令和5年7月11日提出資料)
 - (16) 女川原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への適合性について
(原子力事業者の技術的能力)(O2DS—7—1(改0))(令和5年7月11日提出資料)
 - (17) 女川原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への適合性について
(原子力事業者の技術的能力)＜補足説明資料＞(O2DS—7—2(改0))(令和5年7月11日提出資料)
 - (18) 女川2号炉 発電用原子炉設置変更許可申請書 比較表(O2DS—7—3(改0))(令和5年7月11日提出資料)
 - (19) 添付書類五 補足説明資料 比較表(O2DS—7—4(改0))
 - (20) 女川原子力発電所2号炉 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について(O2DS—8—1(改0))(令

和5年7月11日提出資料)

- (21) 添付書類十一 比較表 (O2DS-8-2 (改0)) (令和5年7月11日提出資料)
- (22) 女川原子力発電所2号炉 発電用原子炉の設置変更 (2号発電用原子炉施設の変更)に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号(平和目的)基準への適合について (O2DS-9-1 (改0)) (令和5年7月11日提出資料)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	東北電力、女川2号炉の設置変更許可申請に係る第3電源。
0:00:14	のヒアリングを開始したいと思います。それではまず事業者の方から説明をお願いします。
0:00:20	はい。東北電力の佐藤です。女川2号の原子炉設置変更許可申請ですが、
0:00:29	先般7月4日に申請をさせていただきました。
0:00:33	内容は、直流電源設備3系統目の設置、それと、固体廃棄物処理系の固化装置の固化材の変更と、
0:00:42	いう内容になります。今日は概要説明ということで、
0:00:47	お手元の資料、大津Ds1-1というパワーポイントこれをメインに説明をさせていただきます所々補足説明資料、
0:00:59	ですね、これを引用しながら説明をしたいと思いますので、
0:01:04	パワーポイントなんですけど、大きく1ポツの項目と、
0:01:09	2ポツの項目ということで1ポツが第3直流電源設備に関する事項になってます。2ポツが固化設備の変更。
0:01:18	どういう内容ですので、まず一旦ですね、1ポツの項目1シリーズについて説明をさせていただいて、そして質疑を行わせていただきたいなど、後に、2ポツの固化設備の変更のを説明して質疑という形で、
0:01:36	進めさせていただきたいと思いますよろしく申し上げます。それでは1ポツから説明します。
0:01:45	はい。東北電力の梅津です。
0:01:47	2ページをご覧ください。
0:01:50	こちら、所内常設直流電源設備3系統目の目次となっております。こちらの目次に沿ってご説明させていただきます。
0:02:00	3ページをご覧ください。
0:02:03	こちらが今回設置する3系統目の直流電源設備の概略系統図となっております。
0:02:10	左の方から、SN1系統目として所内常設蓄電式直流電源設備、黄色の枠ですね、積みSA2系統目として、可搬型の代替直流電源設備、青い枠になります。
0:02:24	一部として常設代替直流電源設備がありまして、今回設置するSAの3系止め、所内常設直流電源設備3系統目がこの赤枠の部分となっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:38	緑の点線で示しているのが新設範囲となっております、赤線は給電ルートとなっております。
0:02:46	ページをご覧ください。
0:02:49	こちらが実際使用する際の給料のタイムチャートを示してございます。
0:02:54	全国下のゾーン債務者と見ていただきますと、全交流電源喪失発生した後ですね、まずは1系統目である、125V蓄電池2B、
0:03:06	を使用しまして、そこで何らかの機能喪失があった場合に、2系統目として125V代替蓄電池設備を使用し、
0:03:16	それがさらに枯渇等が想定される場合に、第3直流電源設備を125V代替蓄電池今回設置する蓄電池に切り替えると。
0:03:27	蓄電電源車の方ですね、準備ができましたらその後、電源車に切り換えて、長時間長期にわたる給電を可能とするという設計となっております。
0:03:38	5ページをご覧ください。
0:03:42	こちらのページは、
0:03:45	3系統目の直流電源設備からの電源供給する設備の整理をした。
0:03:52	ものになってございます。
0:03:54	今回、整理に当たりましては、有効性評価の各シナリオで炉心の著しい損傷等の防止のために、電源供給が必要な設備を抽出して、
0:04:06	整理をしてございます。こちらについては後程ですね補足説明資料を使って詳細ご説明させていただきたいと思っております。
0:04:15	下の枠のところ整理結果というところですけども、
0:04:20	以下の①から④を除いて電源供給するということで、
0:04:25	原子炉隔離時冷却系、こちらは代替注水で対応可能と。
0:04:31	②の直流駆動低圧注水系。
0:04:35	こちらについては重要事故シーケンスであるてB。
0:04:39	が、直流電源喪失を想定したものではないということ、また、TBPと、直流駆動低圧注水系の機能喪失が重畳した場合の炉心損傷頻度が十分低いと。
0:04:51	ということから除外ということでこちらについてもですね、後程補足説明資料で詳細を進めさせていただきたいと思っております。
0:04:58	あとは③④ということで、交流電源復旧後に使用する計装設備、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:04	あとは、清野書記のみに使用する計装設備ということで、こちらを除外しております。
0:05:11	6 ページご覧ください。
0:05:14	こちらが基準適合性について整理した表になってございます。
0:05:19	黄色のですね網掛けしてる部分に変更ありの部分になっておりまして、
0:05:25	41 条 43 条、57 条については後程、主
0:05:31	母線、詳細ご説明させていただきます。
0:05:34	下の方のですね、45 条から 4850、5253505046 というところについては、各設備の電源に今回設置する 3 系統目の直流電源設備が加わったということで、
0:05:47	変更してるものでございます。
0:05:50	7 ページをご覧ください。
0:05:55	こちらが先ほど言いました 41 条の火災防護に関する説明になります。
0:06:00	こちらにつきましては、結局重大事故 S A 設備のですね、火災防護の考え方を、
0:06:07	適用してございまして、
0:06:09	感知設備としましては、
0:06:12	非アナログ式の防爆型の煙感知器熱感知器による異なる漢字方針。
0:06:19	を組み合わせ設置するですとか、消火設備で言いますと、煙の充満による消火活動が困難なものということで、
0:06:27	自動または中央からのですね操作可能な全域の消火ガスを設置してございます。電気設備でありますので電気絶縁性の高いハロゲン貨物の消火剤を使用してございます。
0:06:41	8 ページをご覧ください。
0:06:43	こちら 43 条の説明になってございます。
0:06:47	今回設置する電源ですけれども、特に高い志願性を確保するという観点で、
0:06:54	下の表の 1-2 で言うところの赤字の部分になりますが、
0:06:59	弾性設計地震動 S D による地震力または静的地震力のいずれか大きい方のシンリョクに対して、
0:07:07	概ね弾性状態ととどまる範囲耐えられるということで耐震性を向上し、特に高い信頼性を確保する設計としてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:15	9 ページをご覧ください。
0:07:19	こちら、
0:07:23	A 蓄電池の仕様になってございますが、今回設置する 3 系統目の蓄電池は、
0:07:30	許可における 125V 代替蓄電池、こちらのバックアップという位置付けで設置するものになってございますので、基本的に同仕様のもので設置してございます。
0:07:41	10 ページご覧ください。
0:07:45	次、設置場所になります。
0:07:47	今回設置場所としましては、
0:07:50	既設のプラスチック固化資金固化装置、これを撤去しまして、その空きスペースを利用しまして、
0:07:57	第 3 系統目、3 系統目の直流電源設備を設置するという計画にしてございます。
0:08:04	11 ページをご覧ください。
0:08:07	1 滴分散の話になります。
0:08:11	3 系統目の直流電源設備につきましては、ディーゼル発電機、あとはデービー S A のそれぞれの蓄電池、
0:08:20	アース後は、電源車、こういったものと位置的分散を図るという設計としてございます。
0:08:27	12 ページご覧ください。
0:08:31	これ容量根拠のところですけども、先ほども、
0:08:36	お話しましたが、125V の代替蓄電池アノのバックアップとしての位置付けとなってございますので、
0:08:45	それと同様としておりまして必要容量 109. は 100、1908.3 アンペアはに対して、それを上回る 2000 アンペアアワーとしてございます。
0:08:57	13 ページをご覧ください。
0:09:01	こちらがフカワになってございますが、125V 代替蓄電池と同じものとなってございます。
0:09:10	14 ページをご覧ください。
0:09:14	ここから技術的能力の基準適合性になりますが、
0:09:18	同じく変更のあるところですね、黄色の網掛けで示してございまして、手順手順の変更追加のあるところについて、広野網掛けで示してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:30	15 ページをご覧ください。
0:09:35	これが操作順小操作手順になりますけれども、
0:09:41	3 系統目のですね、直流電源設備の給電操作をする場合は、中央制御室から操作可能でして、
0:09:49	ここの管理系統図に示します①②、この 2 ヶ所の操作をすることで給電可能となります。
0:10:00	16 ページをご覧ください。
0:10:04	こちらの給電に対する優先順位のご説明になります。
0:10:09	先ほどタイムチャートのところでも触れましたが、
0:10:13	下のフローチャート見ていただきますと、まず外部電源喪失、あと非常用ディーゼル発電機が故障といった状況になりますと、
0:10:22	125V-2A2Bによる器に自動給電されます。
0:10:28	そこで何らかの保証等あった場合にはですね、125Vの代替蓄電池による給電。
0:10:36	となりまして、
0:10:37	そこでも
0:10:39	枯渇等による、
0:10:41	放電電圧の最低値を下回るような可能性があった場合には、今回設置する、第 3 直流設備、電源設備用の 125V 代替蓄電池 3 系統目の、
0:10:53	蓄電池からの給電。
0:10:55	となりますんで、
0:10:57	その間に並行して電源車のですね、準備をしておりますので、提言書の準備ができましたら電源車に切り換えて、長期にわたり給電を可能すると。
0:11:07	可能とするという設計としてございます。
0:11:12	はい。
0:11:13	それで 17 ページ以降参考資料となりまして、19 ページと 20 ページにですね、有効性評価のシナリオからの必要な設備の対応ですとか、
0:11:25	直流駆動低圧注水系の負荷として見込まない考え方を示しているんですが、補足説明費用を要約したような形となっておりますので、ここは補足説明資料にてご説明させていただきたいと思えます。
0:11:39	それでは、補足説明資料の、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:44	57-7 の、
0:11:47	1-1。
0:11:50	あ、失礼しました。
0:11:54	資料番号ですが、
0:11:59	Ⅱ D S 2-2。
0:12:01	の資料をご覧ください。
0:12:05	こちらの
0:12:08	57-7-1、所内常設直流電源設備 3 系統目からの提言供給が必要な設備の整理という項目がございます。
0:12:21	こちらについてご説明させていただきたいと思います。
0:12:25	まず 1 ポツのところ
0:12:29	電源供給が間 3 系統目のですね、直流電源設備から電源供給が必要な設備の整理、考え方を示してございます。
0:12:38	有効性評価の各シナリオにおいて、炉心の著しい損傷防止のために電源供給が必要な、
0:12:45	設備を整理したということで、整理結果がですね、57-7-1-1 です。1 枚めくっていただきますと、
0:12:55	そのあとに表が記載してございます。
0:12:58	で、有効性評価のこの表 I I 見方としましては、
0:13:03	有効性評価の各シナリオにおいて、電源供給が必要な設備を抽出しまして、丸をつけてございます。
0:13:11	この赤い線の意味はですね、全交流動力電源喪失を想定してるシナリオということで、外枠で囲ってございます。
0:13:21	あと、グレーのハッチングしているところにつきましては交流電源復旧後に使用する設備と、
0:13:27	いうことになってございます。
0:13:30	で、こちらの表ですけれども、
0:13:34	あと除外する設備については先ほどのパワーポイントの中でも触れたですね。
0:13:39	原子炉格維持冷却系ですとか、
0:13:43	直流駆動低圧注水系。
0:13:46	あとは交流電源復旧後に使用する計装設備、
0:13:50	あとは重大事故等書記のみに使用する計装設備というのが、除外をされておまして、最終的に

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:58	この表のですね右側の方に3系統目給電要否というところで、
0:14:04	こちらにマルがついてるものが
0:14:08	について九電工の電力構成としてございます。
0:14:12	で、
0:14:14	直流駆動低圧注水系のですね不可としない理由のところにつきましては、
0:14:19	この後ご説明させていただきますが、ちょっとここで説明書を交代させていただきます。
0:14:27	はい。東北電力の木村でございます。
0:14:30	衛藤先ほど梅津が申し上げた、直流駆動低圧注水系を3系統目と不可としない。
0:14:37	負荷として見込まない考え方について説明させていただくんですが、ちょっとページなんですけど、57-7-1-8の別紙というところがございます。
0:14:48	あと直流クドウなんですけどちょっとここでは簡単のために、DCL I と呼ばせていただきたいと思います。それでは説明をさせていただきます。
0:14:57	当社はTBPの収束のためにですが、DCL I を導入してございますが、
0:15:03	第3DCの負荷とはしてございませぬ。見込んでございませぬ。
0:15:07	藤DCL I を導入した背景も含めましてその考え方について整理してございます。
0:15:13	1ポツは省略いたしまして、2ポツ目をご覧いただきたいと思います。
0:15:18	まずTBPの特徴でございますが、TBPは交流電源の喪失と、あと逃し安全弁1個の開固着が発生する事象でありまして、
0:15:29	蒸気駆動の注水系が動作できないところまで、原子炉圧力が低下することで、注水機能が喪失すると。
0:15:38	その後、開固着した安全弁から蒸気が流出して、
0:15:44	原子炉水位が低下して押して炉心損傷に至りますが、三つ目の矢羽根ですが、初期対策として、RCICとDCL I による注水を行うこととしてございます。
0:15:57	続きまして(2)ですが、そのDCL I の導入の背景なんですけど、まず1個目の山根です。平成29年の11月の会合におきまして、
0:16:09	1個目の0点ですが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:11	10のマイナス6乗オーダーの津波に対して、可搬型設備に期待できることから、TBPに対しては、可搬型の対策を施工することとしておりました。
0:16:23	二つ目の定例点ですが、それで炉心損傷頻度に対する当該事象の寄与割合が大きいということから、対応に検討するように指摘を受けてございます。
0:16:36	次のページをお願いいたします。
0:16:39	続いて余いく翌年の30年2月の会合でございますが、先ほどのご指摘に対して回答してございます。
0:16:48	1個目のレ点ですが、10ー60オーダーの
0:16:52	炉心損傷頻度。
0:16:54	の強割合は高かったということであって、津波の年超過確率を10のマイナス70オーダーに低減させることを試行して、
0:17:04	10ー70オーダーに相当する津波高さで、予備的な氾濫解析を実施しました。
0:17:11	三つ目で入れてんですが、津波の影響がおよんだ直後については、可搬型設備を用いた対応の実効性に不確かさが大きいとして、
0:17:23	TBPに対しては、可搬型設備の対応ではなく、
0:17:27	建屋の中に直流電源駆動のポンプを設置をしているというそういう検討を進めているという説明をしてございます。
0:17:35	そしてまた3ヶ月後の30年5月の会合で、同様に33.9メートルでの敷地内津波失礼しました氾濫解析を実施して、
0:17:47	直流電源駆動のポンプを設置するという説明をしてございます。
0:17:52	下に33.9メートルの敷地内の氾濫解析結果を示してございますが、
0:17:59	女川2号のヘッドRBと2RBと書いたところですが、この周りは10センチ程度の深さとなっております。
0:18:07	次のページご覧くださいませ。
0:18:11	改めて、DCL Iを、第3DCの負荷として見込まないという考え方について説明いたしますが、
0:18:19	今申し上げた通り、DCL Iというのは、TBPに対する、
0:18:24	2号特有の設備でございまして、以下の分析を行ってございます。
0:18:29	(1)といたしまして、事故シーケンスの特徴を踏まえた分析でして、TBPは、直流電源喪失を想定したものではないため、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:40	T B P 即応に導入した D C L I は負荷として見込んでございません。
0:18:46	主な負荷としては 2 パラ目ですが、
0:18:49	すべての直流電源喪失を想定してます T d に対して、
0:18:54	設置してございます。H パックとしてございます。
0:18:58	(2) として P R A に基づく分析でございますが、
0:19:03	まず、プラント全体の心損傷頻度を改めて、下の絵に示してございますが、
0:19:09	炉心損傷前、炉心損傷頻度のうち、青の崩壊熱除去機能喪失が最も大きくて、次いでオカ預けるといいますかね。
0:19:20	数キロの全交流動力電源喪失になります。
0:19:25	その一つの T B P なのですが、それは次のページの表の上から二つ目。
0:19:31	に書いてございますが、
0:19:33	セト 0.1% 未満と、非常に小さくなってございます。
0:19:38	続きまして下の表の下の b ポツをご覧いただきたいと思います。
0:19:43	T B P と、D C L I の蓄電池の機能喪失が重畳した場合の炉心損傷頻度を整理してございます。
0:19:52	藤 D C L I に対しまして、第 3 D C から A の電源が供給電源の供給が必要となる事故シーケンスっていうのは、この会括弧の中の通り、
0:20:03	T B P 等、D C L I の蓄電池の機能喪失の重畳でございます。
0:20:09	この事故シーケンスの炉心損傷頻度っていうのは、下の表の通りですが、10 のマイナス 18 乗オーダーでございまして、
0:20:18	当然炉心損傷頻度に対する寄与割合も 0.1% 未満であり、
0:20:25	低頻度で、かつ、寄与割合の小さい事故シーケンスに対して、さらなる対策を追加しても、プラント全体の安全性向上の
0:20:34	効果は小さいと考えてございます。
0:20:38	ページめくっていただきましてまとめでございまして、
0:20:42	繰り返しになりますが、事故シーケンスの特徴と、あと P R A に基づく分析から、D C L I は、第 3 D C の負荷として見込んでございませんということを書いてございます。
0:20:55	続いてですね、次のページに参考と記載してございますが、ここも少しだけ説明させていただきたいと思います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:04	藤DTBPとDCL Iの蓄電池の機能喪失が重畳した場合の対応ということでございますが、
0:21:12	まず(1)として消防車による対応でございますが、
0:21:17	本当は審査新規性基準審査においては、
0:21:20	事象、TBPですが、事象発生から85分後に急速減圧して、DCL Iより抽出で、炉心損傷を防止できると、いうことを説明してございます。
0:21:33	と津波高さが33.9メートルの結果氾濫け解析結果より、敷地の中は大体0.11メートル未満の状況でございますので、
0:21:45	調停を超えるような津波を想定した際でも、消防車が使用可能でございまして、下のに示すような系統構成は、事象発生から85分。
0:21:55	方に完了することも確認してございます。
0:21:58	あとちょっと次のページに、消防車とGCL Iの注水特性を、
0:22:04	示しているんですが、
0:22:05	左が消防車でございますが、急速減圧後の圧でも、消防車はDCL Iと同様に、
0:22:14	時間ごとに80立米は80立米出すことが可能でございます。
0:22:19	最後(2)といたしまして、特重なんですけど、
0:22:23	防潮底を越える津波による敷地内浸水の影響があったとしても、特重により対応いたします。
0:22:31	特重の注水特性については、DCAREと同棟以上ということで、炉心損傷防止は可能であります。
0:22:40	簡単ですが、説明は以上になります。
0:22:44	これで一通りの説明は、
0:22:47	室終わりですので質疑の方をよろしく願いいたします。
0:22:52	はい。規制庁大塚です。ご説明ありがとうございました。それでは確認したいと思います。
0:22:58	申請の概要なのでちょっとパワーポイントベースで確認させていただきますけども、
0:23:05	まずパワーポイント全体です、先行プラントとの違いがよく、
0:23:10	わからなくて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:12	第3電源については、先行プラントと比較して、女川2号独自の設計となってる箇所がどこなのかっていうところが明確になった方がいいかなと思ひまして、
0:23:25	今把握してるとこだと、先ほどの、
0:23:29	直流駆動低圧注水系を対象としていないところ、
0:23:33	あと、固化装置を撤去した場所に設置するっていう点は把握してるんですけども、あとそれ以外で何か独自の設計になってるところってありますでしょうか。
0:23:59	東北電力梅津でございます。今お話いただいた点以外のところでは、大サン電子としては特に大きな違いはないかと考えてございます。
0:24:13	すいません、東北電力の菅原です。若干補足。
0:24:17	いたしますと、
0:24:22	S Aの蓄電Gの代わりに、第3DCを設置しているという点でお話しますと、
0:24:29	東海第2の清野地区電磁に対して第三者をつけているという観点で容量は、東海第2がイコールです。
0:24:41	それから柏崎も同じ容量を設置してます。
0:24:44	女川も今回同様の容量を設置するという計画にしております。まだ審査途中ですが島根2号機においては、第3停止の方が若干大きな容量をつけているという点では、
0:25:00	シマで2号機は若干異なると。
0:25:02	いう用量設定になっております。はい。説明は以上です。
0:25:10	はい。規制庁オオツカで承知しました。
0:25:14	続きまして、
0:25:23	上から順番にいきますけども細かい点も含めてなんですけど、まず7ページのところで、
0:25:34	内部火災の基本事項についてというところがあって、
0:25:40	設置許可基準規則の正式名称を書いてありますけど、他のページでは設置許可基準規則と略称で、
0:25:48	記載しているので、どちらで記載するか統一して、資料の方作っていただいでよろしいでしょうか。
0:25:56	東北電力梅津ですけどはいアノし統一するようにいたします。
0:26:00	了解しました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:02	はい。規制庁大塚です。続きまして次のページの8ページのところで、
0:26:08	まずですね、
0:26:13	表の
0:26:14	左から、響、右から2番目の、
0:26:17	S A 2 系統目の記載のところで、上の方の対象設備の欄で、
0:26:23	この項目だけ
0:26:26	充電器も記載してるんですけど、他の系統のところ、
0:26:31	ニワ蓄電池しか記載がないんですが、
0:26:34	何か記載のルールとあるんでしょうか。
0:26:47	はい。東北電力の菅原です。
0:26:52	厳密にですね申請節Bのお話をしますと、
0:26:58	蓄電池 2A2B のに対する充電器 2B も申請設備、衛生設備としては申請設備になってございます。ここに書いているのはどちらかという、
0:27:11	直流の供給という観点で、蓄電池の後に可搬型蓄電池は電源車をつないで、直流を継続供給するという位置付けの電源なので、
0:27:24	充電器をあえて書かさせていただいたということになりますんで、
0:27:29	1 系統目は、24 時間いければ蓄電池としていければいいという要求なので、ここは蓄電池だけを書いているということになります第 3 D C は同様に、
0:27:42	24 時間蓄電池給電すればいいということなので蓄電池を記載してございます。はい。説明は以上です。
0:27:51	規制庁大塚です。承知しました。ちょっと一見わかりにくいので、小メーカーなんかで、表の外にでも飛ばさせていただいて説明を追加していただいてもよろしいでしょうか。
0:28:04	はい。東北電力菅原です。了解いたしました。
0:28:08	はい。規制庁大塚です。同じページなんですけども、
0:28:16	表の半分から下の方ですね設置場所。
0:28:19	に対する考慮事項っていうことでいろいろ記載があって、
0:28:24	D B 施設も含めて、
0:28:28	一覧になっているんですけど、
0:28:32	ここにはですね、39 条から 43 条まで正常分しか記載されてないんですが、D B 上部機記載する必要はないんでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:47	補足すると、
0:28:49	3、一番左側の設計基準対象施設 33 条第 2 項野瀬設備のところ で、
0:28:57	火災のところを見ると、
0:28:59	発生防止感知消火影響軽減まで記載されているので、
0:29:04	火災で言えば八条も変えた方がいいのではないかなと思ったんで すけども。
0:29:09	何か記載のルール等ありますでしょうか。
0:29:13	東北電力の菅原ですこちらの表は、
0:29:19	基本的に第 3 D C がどういう信頼性、要は 10、
0:29:26	安全施設と比較してどういう信頼性がありますかという、要は十 四条との比較なりをした上で例えば多重性多様性であるとか、
0:29:38	共用であるとか、耐震性であるとかっていう観点で比較していま す。一方で、今回の施設はあくまで重大事故等対象施設の範疇な ので、
0:29:51	その条文の適用に対する記載比較ということで整理しておりま す。
0:29:59	なので D 条文をここに縦軸にしてしまうと、
0:30:02	S 1 経営透明性に系統名生産系統名に対して書けない部分が当然、 S A 設備ですので等出てくると、いうことになるので、
0:30:14	どちらかという正常分に、デービー側を記載したというような 整理をしております。
0:30:22	説明になっておりますでしょうか。
0:30:26	規制庁大塚です。表の作りについては理解し、
0:30:30	したんですけど、違和感があったのはさっきも言った通り、
0:30:34	この 41 条で、影響軽減が、
0:30:39	D B 施設のところに出てくるっていうところだけなんですけど、 ここについては、この記載でいいんですかね。
0:30:45	す。東北電力の菅原です。衛藤そうですね衛藤。
0:30:50	ここのデービー 33 条に対するちょ非常用直流電源設備ですのでそ れに対する火災防護は何をやっていますかという影響軽減まで やってますということなので、
0:31:03	S A 設備の対比で、あえて書かさしていただいているんですけれ ども、確かにご指摘の通りその条文、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:11	41条の中では影響軽減という要求は当然ないのは認識してございますので、
0:31:17	そこはちょっと注釈か何かを記載させていただければというふうに思います。
0:31:26	原子炉規制庁の宮尾です。これ多分柏崎の表を持ってこられて、それに情報を当てはめたからよくわかんなくなっちゃってるってことですよ。柏崎は条文書いてないんですよ。
0:31:38	要は耐震性地震津波火災溢水外部からの所見位置的分散しか書いてなくて、十分書いてないんですよ。
0:31:45	当然、33条側にこれ条文を書こうとしたらこれ合うわけないんですよ。
0:31:50	さらに言うと、溢水と外部の焦点的で、43条でこれは環境条件の話になってますよね。
0:31:58	6条適合じゃないですよ。そうすると、根本的にここの整理って、表現があまりよろしくなくて、柏崎のやつを持ってくるんだったら柏崎のやつをしっかりとってきて参考にして作っていただかないと。
0:32:13	これ、その辺が余計こちら側が混乱する原因になってるかなと思います。
0:32:21	東北電力の菅原です。はい。よく理解できましたのですみません。修正させていただきます。
0:32:29	はい。規制庁大塚です。お願いします。続きましてパワーポイントの10ページをお願いします。
0:32:40	一応、第3電源側の配置は、ここに、このページで示されていて、固化装置の
0:32:48	方は、後ろの方も34ページにあるんですけど、
0:32:54	ちょっと変更せ前後のですね関係性が一見わかりにくく、にくいので、
0:32:59	全体像どっかに記載した方がわかりやすいかなと思ったんですけども。
0:33:04	例えば、それぞれのページにですね、
0:33:08	現状の
0:33:10	設備は、地下1階から2階まであって、今はすべてコガ装置になっていて、
0:33:16	変更後は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:17	地下1階と1階がコガ装置になって、2階のオカ装置があった部分が、第3停止に変わるという、
0:33:25	ようなことがわかるような、何か簡単な図か何かを、それぞれのページにつけるわかりやすいかなと思ったんですがいかがでしょうか。
0:33:34	東北電力木村です。ご指摘ありがとうございます。修正いたします。
0:33:40	規制庁大塚です。それとですね、
0:33:43	サトウ、
0:33:44	念のための確認なんですけど、地上2階部分っていうのは、コガ装置を撤去して第3DCを設置することなんですけど、固化装置に係る設備は、2階には一切
0:33:57	なくなるという理解でよろしかったでしょうか。
0:34:03	東北電力木村です。はい。
0:34:11	はい。規制庁オオツカで承知しました。
0:34:15	続きまして次のページの11ページですけども、
0:34:21	直流電源設備の設置場所ということで、表にまとめていただいているんですけど、このページだけ見ると、ちょっとどの機器がDBでどの機器がSA系止めとかに行け止めなのかが、
0:34:34	わからないのでちょっと表の方に、
0:34:36	何を追加していただくなりして、どれがどの設備に該当するのかわかるようにしていただいてもよろしいでしょうか。
0:34:45	はい。東北電力梅津ですけども。はい。SA系統目ですとかDBそういった基礎ことがわかるように、記載修正いたします。
0:34:56	はい。規制庁大塚です。続きましてパワーポイントの14ページをお願いします。ちょっとここ軽微なコメントになるんですけど、表の
0:35:05	下から2番目のところ、
0:35:08	の一番右側の欄の1行目なんですけど、
0:35:12	給電元として記載のある常設代替直流、
0:35:16	電源設備っていう記載だと思うんですけど、電源の元が抜けてますので、修正をお願いします。
0:35:40	はい。規制庁大塚です。続きましてパワーポイントの20ページのところをですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:47	先ほどご説明のあったD C L I の件なんですけども、
0:35:54	まずですね
0:35:57	今年の1月18日に東北電力の方から、
0:36:01	基盤課の方に確認をして、
0:36:04	今年の3月2日にですね基盤課の方から、
0:36:10	57条第2項の考え方について、回答があったかと思えますけど、
0:36:19	その回答の中で、
0:36:21	ちょっと読み上げますと、基盤課からのペーパーが出てまして、 第3、第3電源に必要な容量の設定にあたっては起因として、直流 電源設備が喪失するか否かにかかわらず、
0:36:34	想定される重大事故等が発生した場合に、
0:36:38	57条第2項に規定する炉心の位置図、著しい損傷等を防止するた めに、
0:36:44	必要な設備に給電ができる容量以上とする必要がある。
0:36:48	という回答が、
0:36:50	あったと思います。
0:36:57	確認なんですけど、57条第2項に規定する、
0:37:01	炉心の著しい損傷等を防止するために必要な設備、
0:37:06	ていうのは、A D C L I、
0:37:09	も含まれているという理解でよろしいでしょうか。
0:37:17	はい。東北電力木村です。
0:37:20	第3DCはS A設備ですので、基本的に含まれていると考えます が、
0:37:26	考えますが、先ほど申し上げた通りと事故シーケンスを確認させ ていただいた上で、直流電源喪失シナリオではないというところ で、
0:37:37	まず一旦整理をしています。
0:37:41	すいません。東北電力猪股です今第3DCと言いましたけれどDC L I、D C L Iは、我々設備として、
0:37:50	登録してまして、この場合炉心の著しい損傷を防止するための設 備として、アノを申請させていただいております。
0:38:04	はい。規制庁オオツカでしょう。しました。
0:38:07	先ほど読み上げた通り、金として直流電源設備を喪失するか否か にかかわらずっていう、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:14	考え方が、当町の基盤課の方から示されてるんですけど、
0:38:19	それを受けて、
0:38:22	今回の設計に至ったという考え方もう少し詳しく教えていただけますでしょうか、パワーポイントだと。
0:38:28	20ページの、
0:38:32	青枠の下のところに書いてある、TBPは直流電源の喪失を想定したものではないためという記載があるんですけど、そのことの整合性についてちょっと説明を詳しくお願いします。
0:38:48	はい。東北電力の猪俣です。まず、
0:38:55	今回第3系統名の、
0:39:00	深野対象としているものとしましては、アノをし、
0:39:07	ここ考慮している事故シーケンスとしては、
0:39:11	TBDを考慮してます。直流電源の喪失を考慮したものに対する負荷の積み上げをさせていただきます。
0:39:20	それに対して、
0:39:24	必要な
0:39:27	供給系統を、
0:39:29	というものを考慮した場合には、C L Iは入らないということでございます。
0:39:35	で、その上で、さらにTBPシーケンスに、
0:39:44	を特化してD C L Iというのを我々設けてございますが、そのT B P C件数に対して、
0:39:53	どういうときにD C L I、
0:39:55	が、喪失するかというと、そのとき、蓄電、TBPシーケンスと直流電源の喪失事象のときに、喪失するということを考えたときに、これがどのぐらいの
0:40:09	寄与割合なのかと、炉心損傷頻度に対して既往割合なのかということを見ると、
0:40:15	有効性評価のシナリオを考える時に当てるP R A、裸のP R Aのことを考えれば、その
0:40:25	寄与割合というのは非常に小さくなってまして、これはそもそも考慮する事故シーケン数、
0:40:33	ではないというふうに我々考えて、ここには記載してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:41	すいません東北電力佐藤です。技術基盤カーさんからいただいた回答は、先ほど大塚さんからもありましたけど、
0:40:52	S A 設備が機能喪失した場合においてその機能を代替することが、
0:41:00	求められるものだと。
0:41:02	重大事故が発生した場合に、
0:41:05	2 項に規定する、炉心損傷防止し、
0:41:10	ですね著しい損傷防止液量必要な設備に給電することが求められると。
0:41:15	ということなので、R C I C に対しては、H パックを、
0:41:20	対象とする、T B P に対してはどうなんですかっていうと、他社で言えばですね、
0:41:28	女川以外で言えば、モバイル系で、それらを
0:41:34	炉心損傷防止を図るので、直流電源設備は必要とそもそも必要としていないと。
0:41:42	女川の場合は、津波の対応があるってということで、建屋の中に直流方式の電源設備を置きました。
0:41:50	それ対象じゃないのかって言われれば、この基盤課さんのペーパーにした場合は必要ですっていうことになるかと、私も思います。
0:42:02	ただですね、言いたいのは、
0:42:05	その代替するものが、
0:42:09	あるかどうかっていうのが重要だと思います。
0:42:12	D C L I が使えないと仮定したとして、それを代替するものがあるんですかいないんですかっていうのが一つ、私は分かれ目なんだろうな、当社ではそういうふうにと考えた。
0:42:25	その時 2、今、事実関係としてですね。
0:42:30	まずまず、機能喪失要因はこうですか、炉心損傷頻度、頻度論で言えばこういう頻度なので、
0:42:37	寄与割合で言えば 0.1% 未満ですこれは事実関係としてお伝えしてまず、その他補足として言ってるのは、
0:42:47	女川で言えば、消防車、これによる、
0:42:51	注水っていうのは現実的なですね、津波、マイナス 7 乗津波を考えた時の、
0:42:58	敷地内の浸水状況を見ると活動性は一定程度あるだろうと、次、炉心損傷の回避は可能であろうと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:07	注水毒性からそういう判断をしていますそれから、
0:43:10	これは議論を呼ぶかもしれないですけども、
0:43:15	特重設、これ独立した電源設備を有するものですけども、それを持ってくれば、炉心損傷の回避は十分できるということを考えれば、
0:43:27	D C L I に代わるですね、炉心損傷回避手段というのが、
0:43:33	あると考えているので、その点から言えば、D C L I の負荷を第3直流負荷として見込むかどうかというの、
0:43:42	一つ、我々としては、そこはいらないのではないかと。
0:43:47	というような整理をしてるということでございます。
0:44:01	はい。規制庁大塚です。ご説明ありがとうございます。
0:44:06	そうですね本体の許可の審査の時に、適合上必要だから、
0:44:13	このT C L I っていうのを登録したんですよ。
0:44:17	その考え方と、今回その除外するという考え方っていうのは、
0:44:23	整合してるんでしょうか。
0:44:32	適合性で示したS A 対策以外を持ち出してっていう点で言えば、
0:44:40	今、我々が議論をして、他の手段で、炉心損傷が回避できるっていうのは、これまでの議論の外の話を持ち込んでっていうことにはなろうかとは思いますが、
0:44:54	消防車については、
0:44:59	モバイル系による炉心損傷の回避っていうのはちょっと置いといたとしても、
0:45:04	特重設に関しては、これは適合性というかバックフィットの枠の中での、
0:45:13	確認をいただいているということでこれまだ許可は当然もらえてるわけではございませんけれども、
0:45:19	これは一つ何ていうんでしょう、法的な要求事項2、
0:45:25	対するものを手段として活用したいっていうことなので、
0:45:31	そういう意味では整合性は一定程度あるんじゃないかっていうふうには考えてます。
0:45:45	原子炉規制庁の宮本です。これ、
0:45:51	適合をどう説明されるかっていうのを我々聞いてるだけだと思ってるんですよ。
0:45:56	基準適合をどう説明されますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:00	先ほど大塚からあったように、一番下からペーパーも出てますし、
0:46:06	2項の2項とか電気の用エアの年限の容量については先ほど説明した通りですと。
0:46:13	それに対してどう説明されようとしてるのがわかりませんっていうことなんですよ。
0:46:19	だから新たなチャレンジを何かしようとされてるのか。
0:46:24	そもそも、本体許可のときに、そういう整理をした上で、第1項に必要な設備として登録しましたよと。
0:46:33	今回さらなる信頼性の確保としてバックフィットで第3年限の話がありますよと。
0:46:41	バックフィットじゃない。
0:46:43	ありますよと。それにあってどう適合性を説明されようとしているのかっていうのが、
0:46:50	今日の資料ではよくわかりませんっていうのが、多分今の現状の認識かなと思います。
0:47:08	はい。規制庁大塚ですここで、内部打ち合わせを挟みますので、一旦ヒアリングを中断します。
1:00:22	原子炉規制庁宮本です
1:00:24	一応この第3電源の容量に関しては過去に基盤加古っていうこれまで一番下の解釈、解釈のペーパーも出てますので、そのペーパーに基づいて適合性の説明をしてください。
1:00:39	その辺を簡潔にさせていただくようによろしくお願いしますよろしいですかね。
1:00:46	はい。東北電力佐藤です承知しました
1:00:50	基盤課の3月の文章、これの2位、どう適合するのかと、と整合するのかという観点で、改めて再考させていただきたいと思います。
1:01:03	そう。説明含めてですね。はい。
1:01:09	はい。規制庁大塚です。よろしくお願いします。
1:01:14	第3電源について私からの確認は以上ですが他に何か確認事項ありますでしょうか。
1:01:23	まず3ページのところパワーポイント3ページのところの、
1:01:27	これ250、真ん中のね250V直流主母線盤から来てるスズキこれは何がついてるんでしたっけ、これが直流ポンプでしたっけ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:36	これちょっと繋がってないんですけどここは繋がってない理由。東北電力の菅原です。250V蓄電池直流母線盤のSA設備とは何かということよろしいですか。
1:01:50	はい直流駆動低圧注水ポンプです。はい。以上です。わかりましたここにだから直流のポンプがついてるってことで今これはSA設備なんだけどこれ除かれてると。
1:02:01	そういう認識でいいですかね。はい。東北電力の菅原ですその通りでございます。
1:02:05	はい。あとですね、5ページのところで、クドウは、以外のところこれ、先行の、
1:02:14	柏崎私見てるんです柏崎でこのページっていうのはなかったんですけど、
1:02:19	これを、これの中で、
1:02:23	柏崎様は先行実績と違うものっていうのは、直流クドウ以外何かあるんでしたっけ。
1:02:33	あ、東北電力梅津でございます。こちら柏崎には確かにないんですけども、そのあとの島根さんの
1:02:41	審査の中では、
1:02:44	この③④は登場しております、そういう意味ですと直流駆動低圧注水系以外のところは基本的に先行の1までの議論の中で登場したものとなっております。
1:02:55	わかりましたはい。あと7ページのところで、火災感知火災関係のこれ書かれてるんですけど、これだけ。
1:03:03	抜き出した人って何でしたっけ。
1:03:13	はい。
1:03:16	火災防護の中で主だったものに、抜き出してございましてこちらの柏崎さんですか島根さんの記載も参考にさせていただきながら
1:03:26	主要なところを抜き出して記載してございます。
1:03:29	えっとですねそれであればしっかり抜き出してもらいたいなと思っていて、これ非常に中身が少なくてですねセンコーの柏崎とか、もう明らかに柏崎の記載要領とは違ってですね。
1:03:41	柏崎の場合は、許可のSA設備の火災防止の設備、
1:03:47	の方針、
1:03:48	それに対して今回の第3電源の方針が、比較の形でついてるんですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:55	なので、今回こういう記載になってしまうと、要は、
1:04:00	既許可の方針と違う方針を示そうとしているのかどうかがよくわからないんですよ、多分同じなんだと思うんですけど。
1:04:07	その部分がわかりませんので、先行参考にされるんだったらしっかりそこはしてもらいたい。いいですかね。
1:04:14	東北電力の梅津でございますはい。
1:04:17	再度選考の記載参考にさせていただきまして、しっかり記載をしたいと思います。以上です。
1:04:24	はい。あと8ページで今回説明された内容も、
1:04:28	これは多分柏崎の指摘事項を踏まえて追加された話なんですけど、
1:04:34	その
1:04:37	経緯を明確に書いておいた方がいいかなと思いますけど、期っているのは理由が、
1:04:43	特に高い信頼性を有する直立するため、安全機能の重要度分類クラス1背1相当として設計してというのが多分会社だけで明確な回答でされてたんですけど、
1:04:54	その辺の話が一切ここに書かれてないので、ちょっと唐突感があるかなと思います。
1:05:00	はい。東北電力の菅原です。補足説明資料には記載しておりますのでバッファ棒の方にも反映させていただきたいというふうに思います以上です。はい。お願いします。
1:05:12	はい、直流のところは、ちょっと第3電源のところ私以上です。
1:05:23	規制庁アキモトですちょっと細かい点なんですけど3ページ、ちょっと細かく見ていくと、
1:05:30	3ページのこのアンペアはのところって訳っていないんですか。
1:05:40	東北電力の菅原ですそうですね設置許可でいうと、
1:05:46	基本的には役ということで、入れていると思いますので、追加させていただきます。
1:05:52	わかりました。規制庁アキモトですわかりました。それであと、
1:05:56	2系統目の考え方を教えて、説明してもらいたいんですけど。
1:06:03	これ景気経験見てたら、
1:06:07	ちょっとそうですねさっきの兵庫見てたら8ページの表を見ながらのほうがいいかもしれないんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:14	一方のB、Bっていうのが池戸目で、Cっていうのが2系統目っていうことで、強いて過般要求だけじゃなかったでしたっけ。
1:06:28	そうずっと、2系統目って、
1:06:31	あ、ごめんなさいね、3ページの2系統目って言ってるのは、緑枠も入って2系統って言ってる。
1:06:38	どうしちゃってるっていうことですか。
1:06:42	はい。東北電力の菅原です。
1:06:46	2系統目は緑枠も入って、2系統目と整理しておりますここは、
1:06:56	女オリジナルだと思いますかしわざ聞いとかは、
1:07:04	多分別出しで常設代替直流電源設備みたいな、1系統目の附属みたいな整理をしているようなイメージだと。
1:07:13	思います。
1:07:16	我々の整理もそこにもう位置付けながら下にも一緒に登場してるという整理をしていて、それはなぜかということ、本体審査の当初の設計がですね、
1:07:31	過半はつちよ、当然電源車で給電するということで時間の
1:07:38	途中に切り換えが発生するという状況がありますので、可搬に常設を組み合わせて、継続して給電できるようにしましょうという大きな設計の考え方が女川にはございました。
1:07:51	なので、可搬と常設の蓄電池を組み合わせて、あわせて間直流だという整理をしております。
1:07:59	はい。
1:08:00	なので、若干、その本体の整理のときに、各社ここの直流は違いが出ているのが実態です。
1:08:10	はい。東海第2とも、実は柏崎智郎3者3様で全部違います。はい。
1:08:16	はい。
1:08:20	規制庁アキモトです。何となくわかりました4ページで書いていただいているこの2系統目っていう括りで女川整理をしていて、
1:08:31	なるほど。ただ、8ページ行く等から、Bが1系統目なんだ、Cが2系統目なんだって言っちゃうと、
1:08:42	これは本当にそう。そっか、SOACで対応するって、本体許可から言っているっていう理解でいいんですか
1:08:54	代替蓄電池、
1:08:56	下分も含めて、Cなんですっていう整理を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:01	本体でやっているっていう。
1:09:03	ことなんですねだからそこはちょっと各社で、
1:09:07	違いが出てきちゃう。
1:09:08	基準のとらえ方なのか。
1:09:11	各社で違いが出ているっていうことですね。
1:09:14	そうです。東北電力の菅原ですそうですね
1:09:20	どちらかというところの常設の蓄電池の清梨衣のその57条上の位置付けが、実はどこにも書いてない。
1:09:30	のが実態です。
1:09:32	女川の場合は可搬に入れて、かつ常設蓄電池というカテゴリーも新たに設定していますので、柏崎の整理もしつつ、
1:09:44	可搬にも入れてると。で、東海第2は逆に言うとダイタイショナイ電気設備の方に、
1:09:50	当緊急用蓄電池っていうのをに入れて入れて整理をしていたりして
1:09:55	いて、
1:09:55	要は、
1:09:57	基準の要求というよりは事業者の自主的にSAで必要なので設置をして、それを後はどこに位置付けましょうかという、
1:10:06	ことで、3者3様になっています。はい。はい。以上です。
1:10:12	規制庁秋本ですわかりました。
1:10:15	あとはこの表さ3ページの図は、
1:10:20	この一番下のDB系設備っていうのは、そ設計基準拡張でしたっけ、の分類っていうことです。
1:10:30	はい。東北電力の須川です代表的にわあ、SRVですので、設計基準拡張ではなくてデービー形成ですね。はい。
1:10:43	SRVはなくてはSEとしては収束しないのでSA設備であり、警備設備であるという位置付けになっています。
1:10:55	はい、設計基準拡張なくても、SAとして成立するという整理なので、
1:11:01	はい。
1:11:03	例えばRHRとかHPCSとかはSAですけど、設計基準拡張ということで、その注水系がなくても、別の経性純粋なSAがあれば成立するので、
1:11:15	それは設計基準拡張ではありませんっていう、はい。
1:11:18	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:24	規制庁秋本ですそれであと6ページは、
1:11:29	ちょっとこれもちょうと細かい確認だけですけど、後45条からのシリーズで47と51条はなくて、
1:11:37	ない場合って馴染みなしになるのかなあってちょっと思ったんですけど、37条はなしにして書いてるから。
1:11:45	何で47条と51条ないんだろうって思ったんですけど何か意図ってあります。
1:11:57	はい。東北電力の菅原です。特に意図はないですので逆に37条を消した方がよろしいかなと思いますので、失礼、修正させていただきます。
1:12:08	規制庁秋本です。わかりました統一感があれば大丈夫だと思いますのではい。
1:12:13	それであと、12ページですね。
1:12:20	ちなみに11ページは、設置高さって、
1:12:24	車によってもちょっと違うかもしれないですけどプラスって書いてるじゃもう、あるのかないのかちょっとよくわかんないですけど、10ページ見ると、OP+って書いてあって、
1:12:34	別にあれですかプラスとマイナスとかって書かない。
1:12:38	ようにしてますとかそういうことでよかったんですけど。
1:12:46	東北電力側でちょっと確認をさせて、既許可に合わせた表現にしたいと思いますが確かプラスはなかったような気がしますので。はい。
1:12:56	すいません。いただきます。いえ、そしたら図面だけこうなってるっていう理解ですかね10ページのところは、
1:13:05	大丈夫です確認してもらえればですね確認して修正させていただきます。
1:13:09	12ページのところは、
1:13:12	この計算で1908って出てきてて、
1:13:18	上回り約2000安否なんですけど、ここもうなんか余裕の考え方みたいなのって、何かあったりしますっていうのは、ちょっとKK見てたら、1000、
1:13:31	何ぼで3000だったんで、
1:13:34	何かそれに対して、
1:13:36	100もないし、ちょっとどう、その余裕の考え方って何かあったりするのかな。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:44	何かありますか。
1:13:51	はい。東北電力の菅原です基本的にわあ必要容量より上回れば良いという考え方で、あまり余裕をプラス線がいいのかとかそういう議論はこれまでしたことは、
1:14:05	ございません。
1:14:09	規制庁アキモトですちなみにご過ごさというか、ここの数字。
1:14:15	でてきているもの例えばなんか、ここに何か余裕があるから、別にここって、100、なんすかね、2000 に対して 1000、1908 で、
1:14:27	全く問題ないですっていう言い方をするか。
1:14:31	なあとかちょっと考えたんですけど。
1:14:33	ちなみにこの表の中の、計 15、
1:14:37	HR30mってソネ 15.39 っていう数字っていうのは、
1:14:43	これは、
1:14:45	15 時間 30 分のことを書く時 15.39 ってちょっと余裕を持った数字みたいなイメージで、
1:14:55	違うんですか、ちょっとここの下、算出の考え方を、
1:14:59	説明してもらっていいですか。
1:15:11	規制庁秋本です何かそれぞれの算出根拠が、後程でも構わないので、別日でも構わないので説明してもらえばいいかなと思うんですけど、いかがでしょうか。
1:15:26	はい。東北電力の菅原です。了解いたしましたこれ系は、換算係数が何か係数ですよ。
1:15:34	はい。容量換算時間なのでちょっと時間とイコールではないのでちょっと整理して回答させていただきます。
1:16:09	規制庁秋本ですあと 15、15 ページで、これも少しちょっと細かい話なんですけど凡例見えて、
1:16:17	丸デッキ。
1:16:19	切りってなってる、
1:16:23	下は、
1:16:26	てるから、逆になるんじゃないのかなとちょっと思ったりしてこれ判例が何か適切かどうかをちょっと確認しあったんです。
1:16:35	はい。東北電力の飯塚です。すいません。
1:16:38	判例ですね。
1:16:40	都丸のところ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:42	なあ。
1:16:43	①と②とございまして、はい。
1:16:48	はい。
1:17:05	はい。東北電力の富樫です。ご指摘の判例ですけども、確かに誤解を招く表現になっておりまして実情としては①の遮断器を切り操作、
1:17:18	②の遮断器を入操作ということで、現状この凡例の切りから入だと、①の遮断器を切って入れるような、
1:17:28	そういう読み方。
1:17:31	にとれてしまうということですので判例の方を適切に修正させていただきたいと思います。
1:17:38	はい。適切に修正させていただきます。
1:17:58	規制庁アキモトでそれとあと 18 ページは、
1:18:02	44 条のところちょっと経過島根かちょっと忘れてしまったんですが 43 や 44 条が、
1:18:12	これちょっとすいません私もちょうと控えてくればよかったんですが、S L Cか何か。
1:18:19	もう 1 個ぐらい入っている。
1:18:22	ものがあつたような気がしたんですけど。
1:18:25	係争かちょっと忘れちゃったんですけど、事象発生初期にしようっていうのもちょっと変わっているような感じがしたので、何か意図があつたら、
1:18:35	説明していただきたいなと思ったんですけど。
1:18:56	はい。東北電力の菅原です。
1:19:01	そうですね島根の資料の中には、ホウ酸水注入系と書いてありますけれども、
1:19:08	女川放射線注入系に関わる
1:19:14	主要な設備の直流電源はないので、
1:19:20	何で詳記許可のテンパチとかにも名明記はされていないことを確認しておりますのでありません。
1:19:27	それでええと、
1:19:29	それから電源用費の対象外で交流電源復旧後にしようというふうに島根の方は記載をされて、
1:19:39	もすごい、
1:19:44	基本的に

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:46	アトワス緩和ですので、S Aの発生直後、直前の状況での使用ということで、
1:19:55	もともとの既許可の整理でも、そのデービーからの延長線上の直流電源を使いますという整理をしておりますので、
1:20:04	新たに設けた125V代替蓄電池の負荷とはしておりませんし、女川としてはこの整理に、
1:20:13	させていただいております。はい。以上です。
1:20:24	規制庁のタシロです。12 ページ、13 ページ表の※
1:20:29	の部分なんですけれども、負荷切り離し作業を実施するが、作業時間を考慮し、というところで、30分、30分、
1:20:39	作業時間として見積もってるかと思うんですけれども、この30分設定根拠を伺ってもよろしいですか。
1:20:57	はい。東北電力の菅原です。別途整理をして、まとめ資料なりに反映して回答したいというふうに思います。規制庁佐瀬町シマ従って手順1.4には想定時間35分。
1:21:09	いない程度で記載あると思うので、ご確認ください。
1:21:16	東北電力伊賀その通りで手順については15分となっておりますので、30分について確認いたします。
1:21:32	規制庁の尾野です。パワーポイントの8ページでちょっと教えていただきたくて、
1:21:40	特に高い信頼性として、耐震性の観点で、SDとかに対して、概ね弾性状態にとどまる設計とするって書いてあるけどこれあれなんですけど、57条としてじゃなくて39条のよ。
1:21:55	9としてやるっちゃうことなんですか。
1:21:57	これちょっとよくよく表の見方がわからなかったんですけども。
1:22:09	東北電力の菅原です。
1:22:13	39条の中には明確2電源設備をこうしなさいという要求は当然ありませんで、これまでの第3DCの審査の中で高伊井。
1:22:24	信頼性というものは何、何ぞやという議論の中で、要は、57条はS s機能維持設計が基本なんですけれども、
1:22:34	特に高い信頼性を確保するために、設計をやりますということ、これまでの審査の中でも、センコーが説明してございまして、それに合わせて、女川も同様の設計をします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:48	ということです。規制庁なん中身といいますか、その設計の考え方がわかるんですけども、何かこの表面って39条のところについて、それがあれなのか、潜航も39条でやってればあれなんですけど57条の2項で、
1:23:03	その一環としてやってるっちゅうわけです。はい。東北電力の須川です先ほど議論があった通り、条文を書いているので多分こう整理が、
1:23:13	おかしいことになっているので、条文を消したいというふうに思います。はい。以上です。はい、規制庁なしよろしくお願いします。
1:23:22	規制庁アキモトでちょっと単純なことなんですけど10ページで、ちょっと私が女川を詳しくないってだけ何かもしBWRもちょっと伺ってないかもしれないんですけどこれ附属棟で、
1:23:34	エリア的には、
1:23:36	何かこれは明治パワーポだからせっかくパートなんで、明示してもらって、
1:23:42	ことってできますか。
1:23:47	東北電力の菅原ですはい。
1:23:49	記載させていただきますが、
1:23:52	基本的に真ん中ら辺が2、原子炉棟で、二次格納施設になっていてその外側が附属棟。
1:24:01	というイメージですので、わかるように、
1:24:03	記載いたします。
1:24:10	ミヤマですけど今の10ページのところは点線が二次格の印がついてるんだから、それをうまく使ってもらった方がいいです。これ工認のやつ持ってきてると思うんです。
1:24:22	あとちょっと私、12ページもう1回確認、ちょっと先ほど秋本企画にしてたんですけど、
1:24:29	ここで23時間59分と24時間分けてる意味って何があるんですけど。
1:25:03	すみません。答えられる。はい。
1:25:08	はい。東北電力大屋です。こちら負荷電流がですね一番負荷っていうものがあるので、そちらの影響で、K値が逆引きに24時間マイナス1分ということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:21	23 時間 59 分のK値になってるんですけど、ちょっとそこら辺この資料上読めないなので、ちょっと次はですね、このK値の説明とか
1:25:31	先ほど指摘のあった裕度の考え方とかそこら辺合わせて、ご説明したいと思います。以上です。
1:25:38	はい。お願いします。衛藤。
1:25:41	24 時間以上って言うてる以上は、
1:25:45	24 時間以上じゃないと駄目かなと思っていて、
1:25:48	そう思うと 23 時間 50 分で微妙だなんていうのとあとこれ私潜航見てるからなんで先行は多分そういう数字にはなっていない感じが、細かくここまで分けてないところがあって、どっちが正しいかちょっとよくわかりませんが、
1:26:01	どちらもそれぞれ根拠があってやってると思うんですけど、すごく細かく分けられている以上、ここの意図がちょっとよくわからないなと思いました。よろしくお願いします。
1:26:15	はい。他はよろしいですか。お願いします。
1:26:27	衛藤。
1:26:28	規制庁の平本です。
1:26:32	作業手順、タイムスケジュールのことで、ちょっと質問なんですけども、
1:26:39	パワーポイントのこの 4 ページですね。
1:26:41	4 ページに、
1:26:43	不要負荷の切り離しCのタイミングが、
1:26:47	8 時間後というふうに書いてあるわけですけども、だから 8 時間以降のことだと思うんですけども、
1:26:54	一方で、15 ページの方ですね。
1:27:00	15 ページの下の黄色い枠の中にですね、
1:27:05	ここには 8 時間以内に不要負荷を切り離しを行うと書いてありまして、これはどチラーというふうなことなのかという確認です。
1:27:17	東北電力の飯塚です。
1:27:19	手順上はですね、8 時間に到達する前以内に、負荷切り離しを完了するという事で手順は作ってございます。
1:27:34	規制庁の平本ですけども、手順の方の資料を見ましたら、タイムスケジュールはですね、ちょうど 8 時間のところ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:44	までに負荷切り離しが行われるようなタイムスケジュール表になってたんですけども、説明の文章の方はですね、8時間位以降って書いてあるところがちょっと多くてですね。
1:27:57	衛藤。
1:28:00	どちらなのかなと。
1:28:01	思いましたんで、そこら辺ちよつとご確認をお願いします。
1:28:06	東部電力の飯塚です。ちよつと文章もう一度確認させていただきます。ありがとうございます。
1:28:14	他よろしいでしょうか。
1:28:24	規制庁のアマノですちよつと私から、ちよつとこれまでの重なる部分もあるかもしれませんが、何点か確認させてください。まず3ページですが、
1:28:35	先ほど 250V 直流主母線盤に直流、
1:28:41	D C L I が載っているということなので、
1:28:45	以前の面談資料には少しその辺明確に記載があったと思うんですけども、この資料上も、明確にここにぶら下がってるっていうのを、表記していただければと思いますがいかがでしょうか。
1:29:04	東北電力の須川です明記することは可能ですけども、っていうことわあ、それぞれも何か代表深尾書いた方がいいということ。
1:29:13	でしょうか。
1:29:14	規制庁の天田です。今回女川の特徴の一つということですので、そこがわかるようにという趣旨ですので、あまり細かいところというよりは、
1:29:26	女川の特徴があるのであれば、図の上で、明示的に表記していただいて審査会合で効率的に審査ができるようにという趣旨です。
1:29:37	東北電力の須川ですわかりました。じゃあ S A 設備のところには注釈で直流駆動みたいなことで表現させていただきたいというふうに思います。はい。
1:29:46	以上です。はい。規制庁の浜です。続いて4ページのこのタイムチャートですが、
1:29:52	ちよつとこれ見方をちよつと教えていただきたいんですけど。
1:29:56	先行のこの同じような図と比べると、大事、
1:30:04	125V 代替蓄電池の機能喪失で第3直流電源にいつてるっていうのは、
1:30:11	行った上で、電源車が戻れば、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:15	そちらに行きますよというのはわかるんですけども、この真ん中の 250V 蓄電池の
1:30:23	これが 24 時間まで行っていてちょっとここの扱いがちょっとわかりにくくてですね。
1:30:30	一見すると何ていうんすかねこの第 3 電源の。
1:30:35	豆腐カー。
1:30:37	他に、
1:30:40	本来、載せるのか載せないのか。
1:30:44	250V 蓄電池があることによって、財産連携の方、
1:30:50	ちょっと
1:30:51	必要な負荷を抑えているようにも見えるんですけどここのあれですか 250V 蓄電池が 24 時、
1:30:59	下までに行っているっていうのはどういう考え方なんでしょうか。
1:31:10	東北電力の梅津でございます。ここをですね
1:31:14	125V の代替蓄電池真子これ自体が 24 時間もつ設計になってございます。で、125V の代替蓄電池の機能、
1:31:27	何らかの利益を喪失した場合には、電源車の準備、
1:31:31	失礼しました。
1:31:34	125 分と代替蓄電池は電源車準備までの繋ぎの蓄電池になりますので、電源車、準備できればもう 125V 代替から切り替えるんですけども、
1:31:47	525V 代替蓄電池も死んだ場合には、今回設置する、第 3 直流電源設備に切り替わります。で、
1:31:55	なので 125V 代替蓄電池網、この第 3 ちょ、3 系統目の蓄電池も両方 24 時間もつ設計してございましてそこを点線で表現しております。
1:32:08	規制庁の天田ですちょっと質問が悪かったかもしれませんが、質問、質問の趣旨はその上の 250V 蓄電池を
1:32:17	緑のハッチングで実線として、24 時間まで伸ばしていると、いうことと、この第 3 直流電源の
1:32:27	用量設定との考え方、先行を審査実績との差異があるのかという質問です。
1:32:39	東北電力の菅原です先行審査実績云々の話は先ほどの議論にも行き着くのかなと思いますけれども

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:50	パワーポイント上は文章にも書いてある通り、125 代替の機能喪失 I I を起点として、第 3 直流に
1:33:00	切り換えますという、見せ方をしていますので、250V 蓄電池の機能喪失は考えてませんと逆に、そういう整理をこの表上は書いているということになります。
1:33:15	規制庁の浜ですわかりましたさっきの要するに、DCL I の基準適合の話に共通すると思いますのでそちらの方で整理していただければと思います。
1:33:25	続いて 5 ページですが、
1:33:29	こちらの整理結果の①から④で江藤さっき
1:33:34	②以外は島根と同じと、いうことでしたけどちょっと改めて確認なんですけど、この瞬間島根はまだ審査実績という意味ではまだ処分が出ていないと。
1:33:46	ということだと思いますけれども、
1:33:49	都丸以外の①③④は、あれですか、処分済みの審査実績として、
1:33:58	女川が先行と差異があるということは、
1:34:02	あるんでしょうかというのをちょっと改めて確認させてください。
1:34:07	はい。東北電力の菅原です。
1:34:10	処分済みという観点でいうと柏崎と東海第 2 位をさしておられると思いますけれども、
1:34:19	その審査資料の中では③番と④番を明示的に書いている内容がございません。
1:34:28	はい。島根の
1:34:30	会合等の中で議論があって初めて登場している内容になります以上です。
1:34:37	規制庁のアマノです③④については島根で初めて会合資料で明示されたということでわかりました。①についてはいかがでしょうか。
1:34:48	はい。東北電力の菅原ですこちらは東海第 2 ではなくて柏崎から登場している内容になります以上です。
1:34:57	規制庁の天田です。わかりました。ありがとうございます。続いて 9 ページの容量のところ、これもちょっとやりとりで念のため確認なんですけど冒頭を、
1:35:09	要領については頭に K K と同じで島根 2 とはちょっと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:14	考え方が違うというような話ありましたけど、さっきKKが、
1:35:20	1000 何ぼに対して 3000 アンペアアワーという話もありましたけど、その同じと言ってる趣旨はあれですか。
1:35:29	同じって言ってる趣旨と、島根 2 の方が、
1:35:34	第 3DC の方を、大きいという趣旨をもう 1 回ちょっとご説明いただけますか。
1:35:40	はい。東北電力の菅原です
1:35:44	柏崎については AM 用の直流 125V 蓄電池という SA 専用の蓄電池を追加しております、
1:35:55	それと容量が同じ第 3 でしをつけております。
1:36:01	東海第 2 も同様に緊急用 125V 蓄電池という SA の蓄電池に対して、3 系統目が同容量のものをつけています。
1:36:12	なので女川も、125V 代替蓄電池と同容量の第三者をつけてますということでシバ値は、
1:36:22	SA でつけた蓄電池よりも、大きい蓄電池容量を持ったものをつけています。3 系統目として、そこはちょっと島根オリジナルのような感じがしています以上です。
1:36:37	すいませんKKで 1700、幾らですか、に対して 3000 と余裕の話ありましたけど、それとは違ってしまいは、
1:36:49	SA に比べて第三次イシイの大きくしているっていうその点をもう少し、東北電力の佐賀です。今の説明の中にその余裕の話は私はちょっとしておりませんのであくまで蓄電池の容量として、
1:37:04	SA でつけた専用の蓄電池等、
1:37:08	第 3DC の容量の蓄電池が一緒ですと一緒か否かの説明をさせていただきました。はい。以上です。規制庁の天野です。よ、必要容量の算出という意味で、理解しました。搭載 50 ページで、
1:37:23	これも念のため確認、念のための確認なんですけど、既存の原子炉建屋附属棟に、
1:37:30	そのスペースを設けて設置するというので、
1:37:34	あくまでなんていうかさ、三条側とか地震津波側とかの、
1:37:39	審査を必要とするものではないという、
1:37:42	ことでいいのかというのを改めてちょっと確認させてください。
1:37:53	東北電力の佐田でございます今回、三条側、地盤側というところでも変更あるかどうかということなんですけども、今回

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:03	この変更に伴いまして重量の変動というものがかなり少なくなってございまして、基本的には多くても、殊 10 数トンから数十トンから 100 トン以下ぐらいの変動になりますので、
1:38:16	建屋の全体重量で言いますと 35 万トンぐらいありまして、変動量でいうと 0.05%ぐらいというふうに想定してございまして、そういったところでは応答というのはほとんど変わらないというふうに考えてますので、
1:38:28	制度申請対象に当たらないというふうに考えてございます。はい。以上です。
1:38:33	はい。規制庁の天野です。私からは以上です。
1:38:45	規制庁秋本ですちょっと今パワポを見てて 3 ページのところで、左側の DB 設備の直前直上というか 125V 直流電源切替盤って書いてあるんですけど、これって、
1:39:00	何か切り換え盤があるんですした。
1:39:05	はい。東北電力の菅原です 125V 直流電源切替盤、デービー形成設備の負荷のところですね。
1:39:14	左側、あ、すいません。はい。誤記なので、はい。修正させていただきます。
1:39:28	はい。規制庁大塚です他、よろしいでしょうか。
1:39:32	よろしければ、続きまして固化装置の方のご説明の方お願いします。
1:39:46	はい。じゃちょっとここで休憩挟みたいと思います。15 時 20 分まで、10 分間休憩にしたいと思います。
1:40:03	はい。規制庁大塚です。それでは時間になりましたのでヒアリングの方再開したいと思います。
1:40:09	それでは固化装置について事業者の方から説明をお願いします。
1:40:15	はい。東北電力の湯浅です。それでは続きまして資料の大津 D s 1-1 の 21 ページより、固体廃棄物処理系ゴコウ装置の固化材変更についてご説明いたします。
1:40:27	項目につきましては 21 ページに示しております通りとなっております。
1:40:32	22 ページをご覧ください。
1:40:36	固化材変更の概要をこちらに示しております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:40	女川2号炉に設置しておりますプラスチック可視化装置につきましては、新規規制基準適合性審査において使用しないことを前提に、火災防護対策の確認を受けておりますことから、
1:40:52	固化材をセメントに変更するとともに、1号炉との共用を取り止めいたします。
1:40:58	下の図の2-1に、セメント固化スズキ固化装置の概要図を示しておりますが、
1:41:04	セメント固化対象の廃棄物としましては、SO済み樹脂貯蔵槽内の使用済み樹脂及び濃縮廃液酒造タンク内の濃縮廃液といたします。
1:41:14	固化処理の操作につきましては、後程ご説明いたします。
1:41:19	23ページから26ページにかけて、固化材の変更に伴う設置許可基準規則への適合性を示しております。
1:41:28	該当します条文は、第4条から第30条になります。
1:41:33	まず、23ページをご覧ください。
1:41:37	第4条につきましては、地震力に十分頼りを、耐震重要度Bクラスの設計といたします。
1:41:46	第8条につきましては、火災により安全性が損なわれないよう、火災の発生防止、早期の火災感知及び消火を行うための設備を設置いたします。
1:41:58	第9条につきましては、
1:42:00	溢水時に安全機能を損なわないよう、また補正物質を含む液体を管理区域外へ漏えいさせないように、装置の破損を考慮考慮しまして、堰等を設置いたします。
1:42:12	24ページをご覧ください。
1:42:16	第10条につきましては、誤操作を防止し、また、容易に操作できるように、現場に操作盤を設置するとともに、計量操作を自動化しまして誤操作を防止いたします。
1:42:29	第12条につきましては、安全機能の重要度に応じて安全機能を確保する設計といたします。
1:42:36	といって25ページをご覧ください。
1:42:40	第27条につきましてはですが、まず、液体状の放射性物質の漏えい防止、及び、施設外への管理されない放出の防止のため、
1:42:51	次の2点を考慮した設計といたします。
1:42:54	1点目としましては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:56	適切な材料を使用水かつ適切な計測制御装置を有し、漏えいの発生を防止できる設計といたします。
1:43:04	2点目としましては、タンク等から漏えいが生じた際に、早期に漏えいを提出し、警報する装置を有する設計とするとともに、
1:43:13	建屋の床及び壁面に漏えいしがたい対策を行いまして、独立した区画内に設けるか、水に堰等を設け、漏えいの拡大防止対策を講じることといたします。
1:43:26	また、固体状の放射性物質の処理過程において、放射性物質の散逸等の
1:43:33	防止を考慮した設計といたします。
1:43:37	第28条につきましては、
1:43:40	貯蔵槽徐々、貯蔵槽類につきましては、原子炉冷却材浄化系のろ過脱塩装置等から発生する使用済み樹脂等を、発生量の約10年分以上、
1:43:51	その他の使用済み樹脂を、発生量の約5年分以上、
1:43:54	貯蔵できる容量とするとともに、放射性固体廃棄物を約5万5000本相当貯蔵保管できる能力を持つ固体廃棄物貯蔵所及び
1:44:05	約500立米の貯蔵保管能力を持つぎフナツ抗体分廃棄物保管室を設けることといたします。
1:44:12	これらの所蔵施設につきましては、補廃棄物による汚染の拡大防水を考慮した設計といたします。
1:44:20	26ページをご覧ください。
1:44:24	第30条につきましては、受従事者等が受ける線量を合理的に達成できる限り低減できるよう、遮へい及び機器の配置を行うとともに、可能な限り、遠隔操作可能な設計といたします。
1:44:39	左辺遮へい設計に当たりましては、従事者等の立ち入り頻度や滞在時間等を考慮して、基準外部放射線量率を設けまして、これを満足するように設計をいたします。
1:44:52	また、適切な材料を使用し、漏えいの発生を防止する設計とするとともに、万一漏えいが生じた場合でも、汚染が拡大しないように機器を独立した区画内に配置するか、周辺に堰を設ける等の対策を施しまして漏えいの拡大防止を、
1:45:09	を総合しまして早期発見が可能な設計といたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:13	これらの適合性につきましては各条文とも、新規性基準適合性審査における方針に従いまして、設計、設置することにより、設置許可基準規則への適合を図って参ります。
1:45:27	続きまして、27 ページから 28 ページにかけて、固化装置の変更概要を示しております。
1:45:34	まず 27 ページをご覧ください。
1:45:38	固化材をプラスチックからセメントに変更することに伴いまして、プラスチック固化に関する機器等を撤去し、セメント固化専用の機器等を追設いたします。
1:45:50	下の図の 2-2 ということで、固化材変更前後のコガ装置概略系統図を示しております。
1:45:57	図の左側の変更前の図につきまして、
1:46:01	乾燥機給液ポンプ以降の赤の点線で囲んでいる部分ですけれども、こちらの機器はプラスチックオカの混合層や乾燥機になりますけれども、
1:46:12	これらを撤去いたしまして、右の変更後の図になりますけれども、新たにセメント固化付の今電気や脱水機等を追設いたします。
1:46:23	右側の変更後の図を用いましてセメント固化処理の方法についてご説明いたします。
1:46:30	まず、使用済み樹脂貯蔵槽内の使用済み樹脂につきましては、まず脱水機にて脱水機を行った後、主使用済み樹脂受け入れホッパーからドラム缶に供給されます。
1:46:43	その後、コンベアを意図及びトラバーサにて混練木下に移動しまして、固化材軽量供給ホッパーを通して供給されるセメント。
1:46:53	及び営農少ない計量タンクを通して供給される混練水。
1:46:58	と、今年金にて、ドラム缶の中で攪拌混合を済ませて誤開いたします。
1:47:04	N o r t h 廃液貯蔵タンク内の濃縮廃液につきましては、まず、乾燥給液タンクから濃縮廃液計量タンクを通してドラム缶に供給された後、
1:47:16	固化材系計量供給ホッパーを通して供給されるセメントと混練金にて、ドラム缶内で拡散混合しまして、誤開いたします。
1:47:27	はい。続きまして 28 ページをご覧ください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:31	図の2-3 としまして固化材変更前後の固体廃棄物処理系系統概要図を示しております。
1:47:41	原子炉冷却材浄化系のろ過脱塩装置、
1:47:44	等から発生する使用済み樹脂等につきましては、放射能濃度が比較的高く、処理方法及び処分施設の検討がなされているところがございますので、当面は浄化系人工分離槽での貯蔵といたします。
1:47:58	従いまして、下の図の2-3 において①ということを示しております経路ですけれども、こちらの浄化系人工分離槽からオカ装置への処理経路を削除いたします。
1:48:12	また、セメント固化つき固化装置につきましては1号炉との共用を取り止めて2号炉専用設備といたしますことから、下の図の2-3 において②で示しております経路ですけれども、
1:48:24	1号及び2号炉共用であるランドリードレン濃縮廃液処理タンクから固化装置への処理経路、こちらも削除いたします。
1:48:34	続きまして、29 ページをご覧ください。
1:48:38	表の2-2 としまして、少廃液、使用済み樹脂及びドラム缶の発生量を示しております。
1:48:47	まず表の一番上ですけれども、床ドレン化学背景の増発濃縮装置から発生する濃縮廃液床化学濃縮廃液につきましては、
1:48:58	プラスチック固化に関する機器である乾燥機を今回撤去いたしますので、その乾燥機からの凝縮水が発生させずですねその分、濃縮廃液の発生量が減少いたします。
1:49:10	少しですねその減少量わずかでありますことから、年間発生量は約70立米から変更しないことといたします。
1:49:19	ランドリードレン水系の少蒸発濃縮装置から発生する濃縮廃液、ランドリーの薄く排雪。
1:49:26	と、
1:49:28	復水浄化系の脱塩装置等から発生する樹脂、使用済み受振につきましては、既存の年間発生量からの変更はございません。
1:49:37	以上の3種類の本数に廃棄物をセメント固化処理した際のドラム缶につきましては、年間で約830分発生いたします。
1:49:47	続きまして、30 ページをご覧ください。
1:49:52	図の2-4 としまして、床ドレン化学廃液への濃縮廃液所蔵タンクに関する貯蔵量予測を示します。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:01	まず図の凡例のご説明ですけれども、赤の実線がタンクの貯蔵容量で青の実線が廃棄物の発生実績、青の点線が、廃棄物の発生予測となります。
1:50:14	床ドレン各廃液系の蒸発濃縮装置から発生します濃縮廃液につきましては、これまでですね発生実績がなく今後も同様の推移になることが予測されますので、十分な貯蔵容量を有し、確保しております。
1:50:30	続きまして、31 ページをご覧ください。
1:50:34	図の2-5 としまして、使用済み樹脂貯蔵槽の貯蔵量予測を示しております。
1:50:41	復水浄化系の脱塩装置等から発生する使用済み樹脂につきましては、使用済み樹脂貯蔵槽内で貯蔵しております、これまでの実績からの発生量予測を踏まえすと、
1:50:52	イズミ樹脂貯蔵槽の貯蔵量は、2032 年度には、貯蔵容量に到達すると予測しております。
1:51:02	続きまして 32 ページをご覧ください。
1:51:07	図 2-6 としまして浄化系信仰分離槽の貯蔵量予測を示しております。
1:51:14	原子炉冷却材浄化系のろ過脱塩装置等から発生します使用済み樹脂等につきましては、浄化系沈降分離槽に貯蔵しております、こちらもこれまでの実績からの発生量予測を踏まえすと、
1:51:28	映像かけ沈降分離槽の貯蔵容量には十分余裕があることから、当面の間、貯蔵が可能と考えております。
1:51:37	続きまして、32 ページをご覧ください。
1:51:41	32 ページに、安全機能の重要度分類を示しております。
1:51:46	審査精神に基づきます、重要度分類につきましては、放射性物質の貯蔵機能 P S III より変更はございません。
1:51:56	続きまして 34 ページをご覧ください。
1:52:00	34 ページにセメント固化先固化装置の設置場所を示しております。
1:52:06	2 号炉の原子炉建屋附属棟に設置しておりますプラスチック交換に関する機器等を撤去しまして、撤去後の地下 1 階及び地上 1 階のスペースにセメント固化専用の機器等を追設いたします。
1:52:21	公図工程につきましては 35 ページに示しております通りとなります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:26	固体廃棄物処理系固化装置の枯渇変更に関するご説明は以上です。
1:52:34	はい。規制庁大塚ですご説明ありがとうございました。
1:52:38	それでは確認したいと思います。パワポの上から順番に確認したいと思います。
1:52:45	まず 23 ページの方お願いします。
1:52:49	衛藤。ここも先ほどの第 3 電源のところと似たようなコメントで、
1:52:54	8 条のところの火災のところなんですけど、
1:52:58	要求事項へ適合するための設計方針で、影響軽減が記載されていないんですけど、
1:53:04	影響軽減も入らなくてよろしかったでしょうか。
1:53:16	東北電力の大沢です。衛藤葛西の 8 条に関わる影響軽減に関しましては、衛藤。
1:53:23	当該の固化設備自体が P S 3 と整理されておりますが、
1:53:31	等ですね、火災の装置検知と消火を行うための対応するものの、
1:53:51	すいません。
1:53:52	当該の固化設備自体がですね、放射性物質の貯蔵と閉じ込め機能を有する。
1:53:58	設備ということでクラス 3 ということになってますけれども、火災防護対象設備に該当しないということで、
1:54:05	道外の営業権が不要な設計と考えて記載しております以上です。
1:54:14	規制庁大塚です。そうしました。
1:54:17	それではちょっとここもですね枠内にちょっと※かなんかで補足のほうを追記していただいてもよろしいでしょうか。
1:54:26	はい東北電力大沢です。記載の地域の方を廃止いたしました。
1:54:33	原子炉規制庁宮尾です。この 23 ページと 24 ページってこれは、
1:54:38	女川の大仲東郷電力としてこれ中身確認されました。
1:54:52	特に打ち水は確認しております、これ先行先行とかで、こういうものを、実績があるものっていうのを参考にされてこれ書いてます。
1:55:11	徳田吉川です。参考に書いてございますが、
1:55:17	本当ですかそれ。
1:55:20	要は、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:21	この
1:55:23	この 23 ページ 24 ページは何が知りたいかというと、
1:55:28	今回、
1:55:30	これ、固化材の変更なんだけど要は、
1:55:33	他方式の変更だよな。
1:55:35	だから、福岡設備が変更になるわけですよな。
1:55:39	ということは、
1:55:40	今回やる、セメント固化設備は、この要求事項に対して何かって いうのを書いてもらわないとわかりませんなんですよ。
1:55:49	例えば今言われたように、セメント固化設備は火災防護対象設備 ではないなら設備ではないっていうふうには書かなきゃいけないはず なのに、そこが書かれてない溢水も、
1:56:00	コガ設備が溢水の何に関係するのもよくわからないような気、 表現がされていると。
1:56:06	地震力に十分に耐えるようになってこれSクラスですかって話にな っちゃうわけですよ。
1:56:11	これ何を説明されようとしてるかよくわからない。
1:56:17	これ 25 ページ以降も、
1:56:19	26 ページも、だからこれ先行ちゃんと見てこれ持ってこられたん ですかって。
1:56:24	これ何を説明されようとしてるのかって、
1:56:27	23 ページなんて、これ地震力に十分に耐えるように耐震重要度B クラスの設計にします。
1:56:33	これ何をBクラスの設計にするんですか。
1:56:36	主語は、
1:56:44	安全機能を損なわないようにまだ放射性物質を含む液体を管理区 域外に漏れいさせないように装置のパソコンを考慮し、積等を設 置しますって、
1:56:54	これは、何々に対する話をし書いてるんですけどこれは。
1:57:01	回答できます。
1:57:11	東北電力大澤です。江藤。今ほどのご指摘に関しましてと、
1:57:15	主語としては当然、他設備ということに記載しておりますので、
1:57:21	考えておりますのでそちらの方バーボンの方には木曾記載の方、 適切に反映して、次回以降、整理させていただきたいと思いま す。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:31	アマヤですけど、先ほど言ったけど
1:57:35	どう先行の何を参考にされました。
1:57:44	先行のプラントウということでしょうか。島根2号機は島根2号機です。
1:57:51	島根2号機のな、何を。
1:57:54	島根2号はですねこの固化材の変更についてですねプラントウと一括でやってるところもございましたので、ちょっとその辺は書きぶりが若干違うと。
1:58:07	水泳ところもございます。
1:58:10	だから、中身をよく確認してからこれ持ってこられないと。
1:58:14	我々これ何を説明してもらってるかわかんないんですよ。
1:58:19	教えて主語とかを明確にして、はい。規制見直したいと思います。以上ですので、今回はあれですよ例えば25ページのところなんだけど、
1:58:32	これ今回変更する範囲にタンクってあるんですけど。
1:58:37	液体廃棄物の、今回液体廃棄物の変更するんですけど。
1:58:45	徳田委員の吉川です今具体的におっしゃられたように、27条のところかと思えますけども、
1:58:51	液体廃棄物これは例えば、濃縮廃液からですね、コガ装置にくるラインもございますので、そういった
1:59:03	液体状の取り扱いに放射性廃棄物の取り扱いについてですね、
1:59:07	漏えいしないような設計をするということで記載してございます。
1:59:11	それを設備として登録してるラインのことを言ってるんですか。
1:59:17	要はね私が知りたいのは、基準適合上今回、
1:59:21	まず変更する情報は27条の何なんですかって。
1:59:27	固体廃棄物だけだったら第3項だけだと思うんだけど、
1:59:30	第2号も変更されようとしてるってことですか今回は、
1:59:36	2項も、
1:59:39	液体状の、
1:59:41	廃棄物、具体的には、濃縮廃液 t ですと濃縮貯蔵タンクからですね。
1:59:47	この今回新たに設置する固化装置までのラインがございまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:53	そういったものに対して、漏えい防止をですね、施す必要がございますのでそういったことで記載してございます。それは許可対象ですか。
2:00:04	大丈夫だと思ってます。いや許可対象というのは、変更許可を
2:00:10	する予定の、
2:00:12	ものですかってことです。
2:00:14	許可はそれ今日許可取ってるはずなんです。私聞ってるのは、変更許可今回対象してるんで、
2:00:20	変更許可の対象ですかっていうことです。
2:00:23	それを識別してこれ持ってこられてますかってこと。
2:00:42	すいませんサトウです今吉川が話したのは、濃縮廃液タンクのところに繋がってるからって言い方してますけど、
2:00:52	液体廃棄物処理系のところについては、今回変更する範囲ではなくて、既存の部分になるので、2項についてじゃよ、今回要求適合。
2:01:04	確認する範囲かって言われれば、それはちょっと範囲としては不適切だったと思います。なので、すいません先ほど説明した通りこれ、
2:01:15	適合性の本体の中で島根がアノコガ設備の変更っていうのをやっていて、それを参考にですね、見ながらさ、整理をしてるんですが、さっきご指摘あった通りですね。
2:01:28	具体的にどの設備に対して確認をするのかとか、対象がまず不明確だったのはおっしゃる通りだと思いますので、しっかり確認して整理をし直して、改めます。
2:01:41	そうですねだから、あのね、今回申請の範囲が何名がよくわからないですよ。
2:01:47	だから、
2:01:48	本来だったらここ2Aと本体許可の本文テンパチを持ってきて、そのうちの何が変わるかっていうのを明確に絞らなきゃいけないわけですよ。
2:01:57	それが全く載ってませんよね。あの図は載ってますけど28ページ。
2:02:03	だけど、本文、設置許可の本文で、
2:02:07	変わる部分。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:09	当然申請があるということは編本部が変更になるはずなので、変更前後の、
2:02:15	違い、あとテンパチの違い。
2:02:20	あとは、固体廃棄物処理処理系だったら、ここを、25 ページにある過程において放射性物質、飛散しがたいもの。
2:02:31	散逸しがたいもの等とすることっていうところに対して、どういう適合を説明しようとしてるのか。
2:02:38	ていう話になると思うんですけど、多分その辺の話が全くなくて、
2:02:44	ちょっとこれは今回、これ何を説明されようとしてるのかがちょっと私はよくわからないなど。
2:02:49	思いましたので、私の言ってることはわかったでしょうか。大丈夫でしょうか。
2:02:54	はい。よく理解しましたので、修正させて、改めて説明させていただきます。
2:03:06	はい。規制庁大塚です。では次の確認に入りたいと思います。27 ページをお願いします。
2:03:14	27 ページの図のところ、変更前後の比較表があるんですけど、
2:03:20	マーカー赤点線が変更範囲ということなんですけど、赤点線の外側も、
2:03:27	変わってるように見えるんですけど、
2:03:30	点線の範囲は適切でしょうか。
2:03:34	特に城筑。
2:03:35	人口分離層が、
2:03:37	なくなってるんですけど、なぜなくなっているのかちょっとご説明の方をお願いします。
2:03:46	総務電流の吉川です。まずは浄化系沈降分離槽がなくなっているというのは次の 28 ページでも記載してございますが、
2:03:58	変更前は、この浄化系沈降分離槽、もう固化の対象としてございましたが、今回、浄化系沈降分離槽の使用済み樹脂につきましては固化の
2:04:11	対象から外してございます。
2:04:14	浄化系近郊分離層はどうするのかというと、
2:04:18	この 28 ページにも記載してございますがいわゆる中深度処分施設と施設のですね埋設対象廃棄物と、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:29	いうふうに考えてございますので、この
2:04:33	ドラム缶でですね硬化処理できると。
2:04:36	いうわけではないと思ってございます。ですから今回はこの処理方法、いわゆる中深度処分の処理方法が決まるまでは、
2:04:45	浄化系沈降分離槽に貯蔵しておく。
2:04:49	ということで、ここの方針を変更したものでございます。
2:04:53	以上でございます。
2:04:58	規制庁オオツカで生じました。そうすると 27 ページの図のところは、
2:05:05	今浄化系沈降分離槽が、配管ですかね、他のところと繋がってますけど、分離して、
2:05:14	独立した状態になるというような
2:05:18	ことをやってますでしょうか。
2:05:20	東郷吉川です。はい。その通りです。物としては、長期人口分離層があるんですけども、固化装置には、ラインとしては繋がらないということになります。
2:05:34	規制庁大塚です。そうすると、赤点線の範囲が正しいのかどうかっていうところ。
2:05:42	と、あと浄化系 A と、
2:05:44	人口分離層は、変更後に書いておかななくていいのかってところが、ちょっと疑問が残るんですけど、いかがでしょうか。東北電力勝はい。その辺はこの図の中に明確にいたします。はい。
2:05:56	規制庁大塚ですよろしく申し上げます。
2:05:59	続きまして次の 28 ページのところ、先ほどお話もあった中深度処分施設への搬出、
2:06:07	が必要となる時期っていう記載があるんですけど、これは現時点で何かめどとあってあるんでしょうか。
2:06:15	具体的には廃止措置計画の中で明確にしていくものだと思っておりますが、今具体的にここだというものは、決まってございません。
2:06:39	はい規制庁大塚です。時期はまだ全然決まってないということで、
2:06:44	よろしかったですか。
2:06:46	時々の機会です。その通りでございます。
2:06:49	はい。承知しました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:53	続きまして 29 ページの方をお願いします。
2:07:01	今回設置する固化装置で処理する廃棄物っていうのは、この表の
2:07:09	上から三つの廃棄物のみという理解でよろしかったでしょうか。
2:07:15	東北電力吉川です。この表でいきますと、上から一つ目の床化学濃縮廃液とし、ゆえから、
2:07:25	三つ目の使用済み樹脂、これがですね、今回の
2:07:30	対象の廃棄物でございます真ん中のランドリー濃縮廃液というの はですね、
2:07:36	これは1設備がですね、1号機側、12号と共有、共用になってござ いまして、
2:07:43	1号側の固化設備で処理するものになります。
2:07:49	具体的に言いますと、前の28ページに戻っていただきまして、
2:07:55	変更後というところを見ていただきますと、上から濃縮廃液、
2:08:02	その右側に床ドレン化学濃縮廃液蒸発濃縮装置からというのと、 この下の、その下のランドリートレイン処理系、蒸発濃縮装置、
2:08:12	これがですね、
2:08:15	右っかわに、あ、失礼しましたこっちランドリードレインの、
2:08:23	いいんだな。
2:08:24	その右側に行きますと、濃縮廃液貯蔵タンクランドリードレー ン、これがですね。
2:08:29	1号機側の、
2:08:32	1号炉の方にですね設置されてございますので、
2:08:35	これは右に行きますと、固化装置セメント固化式って書いてある ※1が、12号炉共用と書いてございまして、このセメント固化装 置がですね、
2:08:46	1号炉に設置されてございます。
2:08:50	なので、この先ほどの29ページの、
2:08:55	上から2段目の欄取り濃縮廃液というのは、今回の2号炉のセメ ント固化装置が効果、処理されないというものでございます。
2:09:19	規制庁大塚です。
2:09:23	ランドリードレインのコガ装置っていうのは今回の変更申請の、
2:09:28	対象には入っていないってことなんですか。一応米を見ると12号共 用ってことなんで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:34	何か関係あるのかなと思ったんですけどそういうわけではないんですか。
2:09:43	今回の変更の範囲には、
2:09:47	変更の範囲としては、
2:09:49	等々、
2:09:50	今まで変更前はですね
2:09:54	このプラスチック固化式固化装置で、
2:09:58	12号炉に設置してある濃縮廃液も、
2:10:04	固化できるようにしていたんですけども、
2:10:08	今回この1号炉の共用取り止めというところで、
2:10:13	12号炉に設置しているランドリー濃縮廃液の、
2:10:19	濃縮廃液を今回新たに設置するセメントコガとしては降下しないと。
2:10:25	いう。
2:10:26	法人、系統に書いてございます。すいません。もともとですね、サトウですけど、もともと1号には攻め効果設備っていうのがあります。
2:10:38	あと、2号と共用していたプラ固化設備があると。今回、プラ固化設備を攻め固化に、
2:10:48	高架方式を変更するので、それについては1号はもうもともと持っているんで、それについては、
2:10:56	供用やめちゃおうと、固化方式を変更するのに合わせてと。ただ、ランドリーについては、これまで通り、1号側の責め固化で、
2:11:06	処理をして、それをドラム缶に詰めて、貯蔵庫で保管すると、貯蔵するとそこ、そこは従来通りですよっていうことを言ってます。
2:11:30	そうですねすいませんそこを丁寧にちゃんと書きます。もともとどういうすアノ設備がサイトとしてあって、それをどの部分をどう見直すのかと。
2:11:42	それは明確にしますすみませんわかりにくくて、
2:11:49	はい、規制庁オオツカで生じましたちょっと29ページ能ところ等についてちょっと説明を追加してください。あと、
2:11:59	29ページの下の方に書いてある※1 カラー
2:12:02	3でそれぞれの、はい。
2:12:06	廃棄物の説明があるんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:12:09	どこでどのように発生する廃棄物なのかちょっと、これだけだとわからないので、もうちょっと説明を補足し、
2:12:17	していただいて、ちょっとこのページではなくてもいいかもしれないんですけどどこか後ろの方にでも参考資料でもいいので、つけていただいてもよろしいでしょうか。
2:12:27	直前の期間で承知しました。
2:12:33	はい。規制庁大塚です。続きまして 30 ページ。
2:12:37	の方お願いします。
2:12:42	床ドレン各廃液系の
2:12:45	蒸発濃縮装置から発生する濃縮廃液は現在まで発生実績はなくという、
2:12:51	記載があるんですけど、前のページの発生量の表との関係がよくわからなかったんですけども、
2:12:59	ご説明いただいてよろしいでしょうか。発生実績はないって書いてあるのに対して前のページで、
2:13:05	その発生量が年間である。
2:13:10	数字を変えているのに、
2:13:11	書いていることについてちょっと対応関係がよくわからなかったんですけども。
2:13:17	はい。東北電力の吉川でございます。29 ページのですね、具体的なこの約 70 立米という発生量はですね、
2:13:26	設置許可の際に、いわゆる設計上の廃棄物の発生量、
2:13:34	このくらい発生するだろうと。
2:13:37	いうところの発生量で、設計に用いた発生量でございます。
2:13:42	一方 30 ページが、実際に運用に入って、いまだ濃縮廃棄が発生していないという状況を示してございます。
2:13:52	以上でございます。
2:14:01	特定の機器数計画的にも、設計上の発生量でございます。
2:14:07	規制庁大塚です。多分その先ほどの、
2:14:12	先ほどコメントさせていただいた通り米千野。
2:14:15	説明の内容がよくわからないので多分、私自身わかってないんだと思うんですけど。
2:14:23	設計に対して何で発生実績がないのかっていう、
2:14:27	理由がちょっとよくわからない。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:14:29	設計に対して、いまだ発生してないという実績東北電力の吉川では、いまだ発生してないという実績についてですけども、
2:14:38	まずはですねこの、
2:14:40	濃縮廃液キーにつきましては蒸発濃縮管のですね、推し I I を測定して、いわゆる濃縮限界設定値になったら、濃縮装置から排出して濃縮廃棄になります。
2:14:55	で、いまだにですねその濃縮、
2:14:58	はい、野内萩尾廃止する基準に達してないっていうのが、発生してないところなんですけども。
2:15:04	なぜ今田発生してないかと言いますと、この濃縮廃液 P に関してですね、その廃止するための基準値は、
2:15:14	設定がございまして主にはですね今までの経験から、塩素という、いわゆる C I - 4 そう呼んでですね、排出が主な要因になってございます。
2:15:27	その塩素のですね、濃度を上げるハゲ機っていうのはどんなものがあるかという、
2:15:36	化学はい液位がございます。
2:15:38	その化学廃液は何があるかという、
2:15:42	主には化学プラントの中の水質を分析するですね分析室の廃液、ここがですね。
2:15:49	その塩素濃度を上げる要因になってございます。で、12号機というのはですね、プラントがくっついておりまして、化学分析各排気を発生させる化学分析室は、
2:16:02	1号機の建屋にある共用で使ってございますので、
2:16:06	演奏を上げる廃液はすべて1号機側に流れていってると。
2:16:12	排水されてることから、2号機の濃縮廃液の塩素濃度の上がり非常に緩やかで、いまだかつて、長谷。
2:16:22	濃縮廃液を、濃縮限界に達する
2:16:25	することなく、
2:16:27	維持できて上がっていないっていうのが実態でございます。なので、
2:16:31	濃縮廃棄がいまだ発生してないという理由でございます。
2:16:37	すいません東北電力の佐藤ですけれども、ちょっとこの説明ですね、ちょっといろいろ余計な部分を表に出し過ぎてるなんて、すいません私が言う話じゃないと思って、承知してますけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:16:52	大事なのは、それぞれの廃液の発生が、固化設備をですね設置するまでに、しっかりと貯蔵できるのかどうかというのがここでは大事なことであって、
2:17:07	それぞれの廃液がどういう発生起源であるのかとか、そういうのは補足に全部落としてですね説明をしますで、今 29 ページは、要は、これ、ドラム缶の発生量、
2:17:22	要はこのぐらい発生する、してくるものに対してしっかり処理ができるようなあスペックのものを作っていきますよってところが重要なところで、その関係がですね全くすみません
2:17:35	説明できてないんだなって。なので、皆さんをちょっと困惑させてるなと思いましたので、少し説明以上ですね。
2:17:45	理解がしっかりできるように、ちょっと構築し直しますこの部分はすいません。
2:17:54	はい。規制庁オオツカで承知しました資料の方修正をお願いします。
2:18:02	私からの確認は以上です。
2:18:06	他に何か確認事項ありますでしょうか。
2:18:11	えっとですね、全体的にちょっとよくわからない資料になってるってというのは先ほど言った折井ですちょっとその辺があるので、もうあれですけど、27 ページ先ほどちょっとオオツカ言ったところが私ども若干気になっていて、
2:18:24	浄化系沈降分離槽、
2:18:28	については、これは系統を外すというふうななってます。
2:18:33	で、
2:18:35	結局基準適合にあたっては、これは、
2:18:40	浄化系沈降分離層ってというのは、
2:18:43	頂上施設。
2:18:46	であり処理施設で両方兼ねてたのか。
2:18:49	恒設廃棄物のね。
2:18:51	適合上どう整理してたんですけど。
2:18:56	東電の吉川です
2:18:59	貯蔵施設。
2:19:00	訂正してございます。
2:19:04	要はねこれ系と繋がってるってことは貯蔵し、貯蔵施設であり処理施設って扱いをしてるんだったら、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:19:12	そこは変更になりますよねっていうだけなんですよね。
2:19:16	経営とチョウゾウすることも可能だし、要はこれで見ると、27ページで見ると、系統から、乾燥機へ給油タンクに行って、
2:19:28	流れで今後そういつてドラム缶に面に繋がりますよってなると、これは処理系の一部にも見えるわけですよ。
2:19:37	言ってるわかります。
2:19:39	それで系統取ってしまうということは、それは変更になるんじゃないですかということなんですけど、そこはどういう認識されてます。
2:19:56	28ページで言っても同じですよ。
2:20:00	今まで、①のところから②が繋がってたのを消しちゃうってことは、ここ変更になりますからね。
2:20:08	扱いが。そうすると、適合上の条文が27条28条両方にかぶるのか、それともそれを変更にして問題ないのかっていう前後の説明をしなきゃいけないわけですよ。
2:20:20	その部分っていうのは既許可での整理ってちゃんとしてますかってだけなんですよ。
2:20:41	あ、すいません再度の繰り返しになりますけど、城算振興文書のこの
2:20:47	28ページで言うところの図の破線のところですね。
2:20:53	はい。ここはこれ、先行もそうですけれども、いわゆるLワンって言われる廃棄物に対しての処分方法が決まっていないので、
2:21:03	藤浅井修所はですね、これを固化処理をするっていうことで新アノ設置許可は取ってました各社、
2:21:12	ただこれは、実際にですね、放射能の高いものを固化できるっていうことを、
2:21:19	そういう何て言うんすか、確かな、エビデンスとか、それができるっていうことを踏まえて交換するってなってたんじゃないかと、
2:21:30	将来的には、固化処分、固化をして処分をする、貯蔵をするっていうプロセス。
2:21:36	を、想定として入れて、各社やってたと。ただそれは、今現実的ではなくて、中深度処分やっていこうだけその具体は決まっていないので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:21:50	それが決まるまではやっぱりこういう、ここについては、こういう処理プロセスは、決まってないものをさも固化するようなプロセスでやっていくっていうのは、
2:22:02	やっぱり設備を変更していくとそこには無理が生じるので、そこはしっかり現実的なものに当てはめてやっていきましょうということで、みんなこれ、固化処理は、
2:22:13	トーザし、しないと、処分方法が決まったら処分方法が決まったものに対応して設置変更許可やっていこうということになってます。
2:22:22	さっき宮本さん言われた、その貯蔵なのか処理なのかっていうことに関して言えば、
2:22:29	最初はそ当然ですけど固化するっていうことは処理もするっていう、そういう扱いになってるんですけども、ここは今回の変更の
2:22:39	許可の範囲の中に入れてるので、そこについては、これを園切りをしてですね、貯蔵施設処分施設に対してそれぞれ影響がないっていうことはしっかり説明する必要があると思ってます。
2:22:54	規制庁宮ですいわゆる、処理方法が決まってないのは私も認識してるんだけど繋がってるってことに意味があるときはあって、休暇でつなげてる以上は将来的なことを担保する意味でも、
2:23:07	念のためって言い方よくないかもしれない。つなげてるという現状があるのを、今回変更しようとするから、要は、そこはなんで問題ないんですかっていう、
2:23:18	新たに、それが決まったらまたつなぐんですかとかかっていう色になっててもともとだから、休暇で携わってた阿多。
2:23:28	で持ってた機能を減らすということに対して少しやっぱりもう少し考えてもらった方がいいかなと。
2:23:34	今は関係ないのでもう切っちゃうっていうのも一つの間、考え方もかもしれないですけどこれはあくまでも既許可からの変更なので許可の機能を、
2:23:45	維持した状態で新しいものをつけるのかそれとも局の機能から変更するのかっていうところがポイントになるのかなと思いますのでそこはよく確認してください。いいですかね。
2:23:56	はい承知しました。
2:23:59	これ

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:24:01	そういう意味で言えば、ところか、今変更しようとしている固化設備自体のスペックについてはこれが繋がってはいようが、縁起でしょうが、
2:24:12	何かそのスペックが変更になるとかそういうものではありません。
2:24:16	ただおっしゃることはよく理解しましたので、そこについては整理します。
2:24:21	宮ですよろしく願いをはねその27ページでわざわざ括弧の外をいじってるから、
2:24:28	だから先ほど大塚が言ったように赤括弧の外をいじるんだったらそっちも赤括弧に赤井赤井の中に入れなきゃいけないじゃないですか、それを何、何かよくわからない状態でこれなくなってるっていうのが一番よくないので、
2:24:40	そこはよく確認してくださいですかね。
2:24:43	はいサトウで承知しました。
2:24:46	あとはちょっと全体的に見直されるということであれですけども22ページはそもそもこれね。
2:24:56	新規制基準の八条の適合にあたってはこういう説明をされたんだと思ってます。
2:25:00	だけど今回の大きな目的はそのための話そのための話じゃないですよ。
2:25:06	国家方式を変更することが目的なんですよ。
2:25:10	そうするとプラスチック固化がセメント固化抗体廃棄物の処理方法を変更するっていうのを明確に書かなきゃいけないんじゃないですか、っていうだけなんですよ。
2:25:19	この一番初めのコガ材変更の概要っていうより、国家材料、最終的にオカダが変更になるんだけど、
2:25:27	要は処理方法を変更するんですよ。
2:25:30	違うんですけど。
2:25:33	特に抜き数は、処理方法の変更で、はい。
2:25:37	そうすると、ここの申請概要、
2:25:40	についてはやっぱりその内容を明確に書いた方がいいんじゃないですか、これだと何か火災対策で何か止めますみたいになっちゃってるんだけど、火災対策の一部ではあるけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:25:50	別に2個火災対策では使わないだけの話であって、そのまま維持しててもいいわけですよ。
2:25:57	そうじゃなくて今回は固化方式を変更するっていうのが大きな変更の内容になるわけだからここ22ページの書き方って、よく検討された方がいいと思いますけど。いいですか。
2:26:13	答弁の機会最初しました。
2:26:17	ちょっと先ほど全体的に言ったのでもうちょっと細かく言ってもあれかもしれないので、よくそこは先行実績を踏まえて、
2:26:26	よく確認してください。私の方は以上です。
2:26:33	はい。他、コメント等ありますでしょうか。
2:26:43	規制庁田代です。ちょっと細かい点で恐縮なんですけれども、28ページ、図の、
2:26:50	※書き、右下にあるものなんですけれども、ゲンヨウ層角。
2:26:55	※の部分、これ今回変更する対象の設備ではないから、けども、記載の適正化として変更するということでもよろしいでしょうか。
2:27:11	東北電力の吉川ですこのプラスチック左側の図の※3が、
2:27:17	※2になるっていうところでございます。そうです。これですね
2:27:23	この左側の※3のところは、下に書いてございます。12312及び3号炉共用、その隣にですね、
2:27:35	一部既設というものが入ってるんで今回の変更でこれも、
2:27:40	今の段階で一部既設という記載がですね、必要ないので、
2:27:45	上にも、※2で、一部既設がないものありますけども、
2:27:50	この日左側の既許可の部分は、
2:27:55	以前モルタルで右上に書いてモルタル充填設備をつけたときに、1個設備をふやしたので、一部既設というふうに、
2:28:04	書いてたんですけども、今、今となっては、
2:28:08	一部既設が必という記載が必要なくなるので、この※3自体をとって、
2:28:14	※2の説明で、事が進むということで、変更してございます。以上でございます。規制庁田代です理解しましたありがとうございます。
2:28:33	規制庁の尾野です。34ページなんですけれども、
2:28:38	先ほど4条の方で、Bクラスの設計するっていうようなやつは書いてあったんですけどこれは何ですかねここに設置することによっ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	て、あれなんですかね設備自体が波及影響を及ぼすようなことはないっっちゃうことでもいいんですか。
2:28:59	東北電力大澤です。ちょっと質問の趣旨確認させていただきたいんですけども設備を設置するセメント固化設備を設置したことによって、他の設備への波及影響、そういう趣旨でよろしかったでしょうか。
2:29:12	はい。耐震上の評価上も、英国セメント固化設備の方は、耐震B、C、Bクラス、あともものによっては継続頻度がCクラスになりますけども耐震として低いクラスになりますので、
2:29:26	仮に周りの設備に上位設備があれば悪影響を及ぼさないような設計とするというような方針としております。以上です。
2:29:37	規制庁さんのそういう設計方針にするっっちゃうことでは、
2:29:42	わかりました。あれですかね設置する場所に、上位クラスで実際あるんですか。
2:29:49	東北電力大澤です。もともとここはプラスチック固化設備だけあった設備ですので、周りに対して新規の設備が設置されていないという状況もわかってますので、
2:30:00	また今後の配置状況とかを踏まえて、補正系の方を反映させていきたいと考えております。失礼しましたわかりました。はい、理解できました。あと、ごめんなさいもう1点だけ確認なんですけれども、
2:30:14	今回第3電源も含めて原子炉建屋とかで設備をちょっといじったりとかするんですけども、
2:30:22	重量とかっていうものはありますが結構変わったりするのかなというところがちょっとわからなくてそれによって建屋の耐震評価とかで影響あったりとかそういうのはないということでもいいですか。
2:30:35	東北電力、大澤です。
2:30:36	先ほど第3イシイのときにもお話させていただきましたけども、建屋としての総重量に対して、0.05%程度の変更ということでこれ、先ほど話した内容は第3DCとかを含めた、
2:30:52	重要な変更分となっておりますので影響ないということでございます以上です。
2:30:58	規制庁ですはいわかりました。ありがとうございます。
2:31:07	はい。他よろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:31:10	天田さん。
2:31:15	規制庁の天田です。ちょっと今までのちょっとやりとり聞いているとちょっと前半の第3電源もそうなんですけど、
2:31:26	何て言うんですかね
2:31:29	基準審査、基準適合性の説明、つまり要求事項に対する、
2:31:36	適合性の説明がちょっと、十分説明できてないのかなというのと、あと設置変更許可の手続きというかとして、
2:31:46	ちょっと必要な範囲というのが十分整理されてるのかと。
2:31:51	どうも基準適合の話や、設置許可の手続きの話と、
2:31:56	ちょっとややその実態面も、
2:31:58	話がごっちゃになって、十分整理されていないように思いますので、これは両方とも、改めてきちんともう、実績があるので、よく実績を踏まえて、
2:32:11	整理していただければと思います。いくつか話あったんで確認なんですけど、
2:32:18	まず
2:32:20	28 ページですか。
2:32:25	浄化系沈殿。
2:32:27	人工分離槽から、
2:32:29	固化装置への処理経路を削除する。①。
2:32:35	そもそもですね今回申請されてる。
2:32:38	変更理由、これは第3系統目の設置と、
2:32:42	固化装置の固化 t h e しいの変更。
2:32:46	としか書いてないんですね。
2:32:48	そ、それ以外の例えば記載の適正化であるとか、
2:32:53	それ以外の、その二つ以外の変更というのが、
2:32:58	どうも
2:33:00	整理されていないように思いますけれども、例えば今のこの浄化系沈殿分離槽、
2:33:06	これ、あの図だけではなくて、
2:33:12	これちょっと私の見ているのが正しければなんですけど女川の本申請書本文ではですね。
2:33:19	公開だってちょ浄化系沈殿分離槽に貯蔵保管するか。
2:33:26	プラスチック固化式固化装置で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:33:29	固化材、括弧プラスチックとまぜてドラム缶内に固化し貯蔵保管すると。
2:33:35	書いてあるんで、もし、
2:33:38	この経路を削除するんであれば本文変更にあたるんじゃないかと。
2:33:42	いう気もするんですがこの辺りは確認されてますか。
2:33:48	はい。東北電力の吉川です。今おっしゃる通りですが、このパワポにはですねここの図だけで表してありますけども、
2:33:57	本文の方も変更してございまして、
2:34:01	プラスチック、今、えっとですね。
2:34:11	あの、今はプレス原稿はですねプラスチック固化すアノ町筧沈降分離槽2町長所蔵保管するか、プラスチック固化すると。
2:34:23	二通りのや、
2:34:25	書き方してるんですけども、
2:34:27	変更後においては、浄化系沈降分離槽に貯蔵すると。
2:34:33	いう記載です。先ほど言った硬化するという記載は本文からも消してございます。
2:34:39	まずは、はい。
2:34:42	規制庁の天田です。わかりましたそれは変更理由では、
2:34:48	国家方式の変更としか書いてないんですけども、
2:34:52	衛藤。
2:34:54	今の話はちょっと、
2:34:56	変更理由として、記載の適正化も含めて適切に書かれてるかというのを改めて確認をお願いします。
2:35:07	ちょっとよろしいですかね。
2:35:12	徳田仁木笠井称しました。
2:35:15	はい。あとはその申請、申請範囲ですね。
2:35:20	おそらく今回国家方式の変更は、
2:35:24	どちらかというとなら第3電源のそのスペース確保という意味で、
2:35:28	というのと、火災防護ですか、の関係もあってということなんですけど、ちょっとどこまで今回副
2:35:37	含めるのかというか
2:35:40	会議、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:35:43	合理性といいますか説明ができるのかというのは、し、先ほどの話とあわせてちょっと確認をお願いしたいと思います。
2:35:51	それと、
2:35:53	サトウ1号炉の共用取り止めとかっていう話、
2:35:59	がありますけどそれもあれですかね、1号炉廃措置なんですけど、
2:36:08	ちょっと手続き上、どういう、どういう形になるのか、
2:36:13	今、これまでの実績を踏まえてこう整理されているということであればいいんですけども、
2:36:22	廃止措置号炉の1号炉と、今回
2:36:27	申請プラントの2号炉と、
2:36:30	の関係ですね、ちょっとどういう手続きになってるのかというの はちょっと改めて確認したいと思います。
2:36:37	それとさっきのそのLワンですか。
2:36:41	これはあれですか中深度処分というのは、
2:36:45	このタイミングでほかに他のプラント、他社で変えた実績って いうのは、
2:36:53	あるんでしょうかこれが初めてってということなんでしょうか。
2:36:57	はい。東北電力菊田です。今のこの中深度処分の対象であるから 浄化系沈降分離
2:37:05	固化処理を止めたと。
2:37:09	いうプラントの前例でございますが、
2:37:12	柏崎刈羽、あとは東海第2、
2:37:19	当市島根2号機の
2:37:24	柏崎刈羽は全部、
2:37:27	1号から7号まで、この3例がございます。
2:37:34	はい。規制庁の天田です。わかりました。等は、
2:37:39	これも25ページのですね
2:37:45	28条の右下の、
2:37:49	設計方針のところなんですけど、
2:37:52	またのところですね。
2:37:57	またということで固体廃棄物を5万5000本、
2:38:01	五体廃棄物貯蔵庫の話と、
2:38:05	雑固体廃棄物保管室をも設けると、あるんですけど、今回の申請 範囲と、この説明との関係が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:38:15	ちょっとこれも
2:38:19	何ていうんすかね保管容量の変更というふうに見えるんで28号の、
2:38:24	適合は適合。
2:38:27	の説明の範囲というのをちょっとよく整理していただきたいのと、関連して、
2:38:33	これも確認なんですけど30ページから32ページってこれ多分、
2:38:37	系統図で言うと途中段階のう。
2:38:41	タンクの貯蔵容量の話だと思うんですけども、
2:38:45	これもあれですかね、先行で、
2:38:50	最後のこの28ページで見ると、
2:38:54	最後の固体廃棄物貯蔵庫の何ていうんすかね。発生、貯蔵予測というのは、
2:39:01	説明されてますけど、この途中の段階のタンクの
2:39:06	こういう予測についてもあれですか、基準適合の位置付けで説明を、
2:39:12	しているのか、その実績があった上でこういう説明をしているということなんでしょうかと。
2:39:17	いうことなので、ちょっと個別の
2:39:21	回答というよりは先ほどの冒頭の、ちょっとお願いに関連するんですけども、
2:39:27	申請範囲とか、適合の範囲とか、
2:39:31	そういうのをよく改めて確認をしていただければということなんですがいかがでしょうか。
2:39:37	はい。アトベの機械です今ほどおっしゃられました
2:39:43	30ページ目からですね32ページ目まで等、貯蔵容量につきましては、ちょっとお話しさせていただきますと、
2:39:54	今回固化材の変更に伴いまして、プラスチック固化装置から攻め固化に変更するのには数年の、
2:40:05	ブランクというか結局その間にですね、
2:40:09	十分な貯蔵能力を有しているかという観点から、28条の観点ですねその観点から、十分な貯蔵能力を有しているということで、ここに記載させていただいてるものです以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:40:28	はい。規制庁の浜です。それはあれですか。なので多分 25 ページの記載と関連して整理をいただくということだと思うんですけども、センコーも同様に整理してそれを、
2:40:43	ここの記載でも合わせて、
2:40:48	と整合するように整理されるとそういうことでしょうか。
2:40:53	ここの数、例えばすシマねえ。2号機のですね、
2:41:02	伊佐伊井とは、ここのような記載にはなっていないんですけど、もう、いわゆる島根2号機はですね、
2:41:10	PLANT 本田伊井になってますので糧とすいませんイケダですけど一般的なことを書いております。ただ今回私共この女川2号機につきましては先ほども申しましたが、
2:41:22	ここからに対して一時的にその国家できないプラ固化から攻め込みへ変更する期間にあって、きちっと貯蔵できることを確認しなきゃいけないというところで28条、
2:41:34	それに該当するということを考えまして、ここに貯蔵能力が十分ありますと。
2:41:40	いう要求に対して、それを表したものでございます。
2:41:46	規制庁の天田です。先ほどあったと思うんですけど先行実施審査実績として何を最初されるかという時に、その固化方式の変更の実績はあると思うんですね。
2:41:58	一方本体施設の
2:42:01	基準適合の中で27条とか28条っていうのはちょっとその説明の
2:42:09	説明の、何ていうんすかね内容とかですね、いうのがかなり違いますので、個別のその固化方式の変更なりの実績をよく確認していただいて、
2:42:21	申請範囲とか説明内容については、よく整理していただくようにお願いします。
2:42:28	すいません、佐藤ですさっきちょっと吉川%いったのは、5人があって、その固化設備がすぐにできないから貯蔵状況がどうだこうだっていうのは、そういう話ではなくてですね。
2:42:42	29ページのところに発生量、設計上の発生量とかこう書いてますけど、
2:42:49	これは今回固化設備を作る等、当然ですけど、何で固化するかによって密度が変わってくるので、それによってですね、ドラムの発生量っていうのが変わってくると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:43:02	そういう発生量を想定したとしても、廃棄物処理プロセス全体2、は破綻というかですね設計設置時の想定。
2:43:14	に対して著しくですね影響が出るようなことになってないよっていうのを説明するのが本来であります。
2:43:22	そういうところがちょっとうまくというか全然説明ができていないんだなと改めて思いました。なので、何でドア、貯蔵、この話までしてるのって言われると、
2:43:35	そういう密度が変わってくることによって発生量が変わるんじゃないかとか、そういうことに対して、しっかり説明をすべきだっていう、そういう気持ちがあって書いてるんですけどそこがうまく説明しきれないの、すごく混乱を招いて、
2:43:52	しまってるんだな、寝かせてしまってるんだなと思って、すいません。
2:43:57	はい。規制庁の天野です。ちょっと繰り返しになるので、あまりかけますけどやっぱりですね、
2:44:05	固体廃棄物処理系の本部変更の説明にもかかわらず、液体廃棄の濃縮廃液とかですね、液体廃棄物処理系の
2:44:15	一部変更も入ってですね、何かあと、基準適合の話も含まれるように見えるので、もしそうであればちゃんとその申請範囲等、
2:44:26	変更理由というのは明確にした上で説明していただく必要があるので、ちょっとその辺り多分基本的な入口のところだと思うんで、
2:44:34	よく今回何を申請範囲として、どこの基準、条文に対する基準適合説明するのかというのをちゃんと類似の個別の審査実績を踏まえて、
2:44:47	整理をお願いしたいと思います。以上です。
2:44:53	すいません独サトウで承知しました。はい。改善します。
2:45:00	はい。規制庁大塚です。他にコメント等よろしいでしょうか。
2:45:05	はい事業者側から今日、
2:45:07	追加の説明等ありますでしょうか。
2:45:10	ないですか。
2:45:21	すいません、事業者からは特にございません。
2:45:26	はい。規制庁大塚です。ちょっと、
2:45:29	時間もちょっとないんですけども、ちょっと比較表の作りだけちょっと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:45:37	コメントがありまして、
2:45:39	ちょっとお願いなんですけど。
2:45:42	柏崎と今回、女川を比較していて、
2:45:46	柏崎で例えば記載がない。
2:45:50	ウノに対して女川2号で記載があるところで、差異理由のところで、こういう設計だから柏だけには記載がない。それに対して、
2:46:00	こういう設計だから女川2号には記載があるっていう、
2:46:04	差異理由がよく書かれてるんですけど、そういう場合ですね柏崎と記載が違うところに関しては、他の先行プラント、
2:46:13	と比較して、女川と同じ記載をしてるものがあれば、
2:46:19	それをですね、再利用のところに括弧書きでどここのプラントと一緒にとか、何かそういう記載していただきたいんですね、ちょっと柏崎と。
2:46:28	記載が違う場合に、その記載でいいのかどうかという判断がですね、多分何もないとすごい時間かかっちゃうので、審査の効率化のためにも、
2:46:38	あらかじめ書いていただいた方が、効率的に申請できると思いますので、よろしくお願いします。
2:46:45	はい。以上です。
2:46:49	はい今の比較表については対応いたします。
2:47:05	はい。それでは、ほかに全体を通して何もコメントがなければこれで今日のヒアリングは終了したいと思います。
2:47:15	はい、ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。